

先斗町デザイン集

「このまちのしつらえ」

平成27年4月



京 都 市

先斗町まちづくり協議会





重要界わい景観整備地域



重要界わい景観整備地域



界わい景観整備地区



界わい景観整備地区



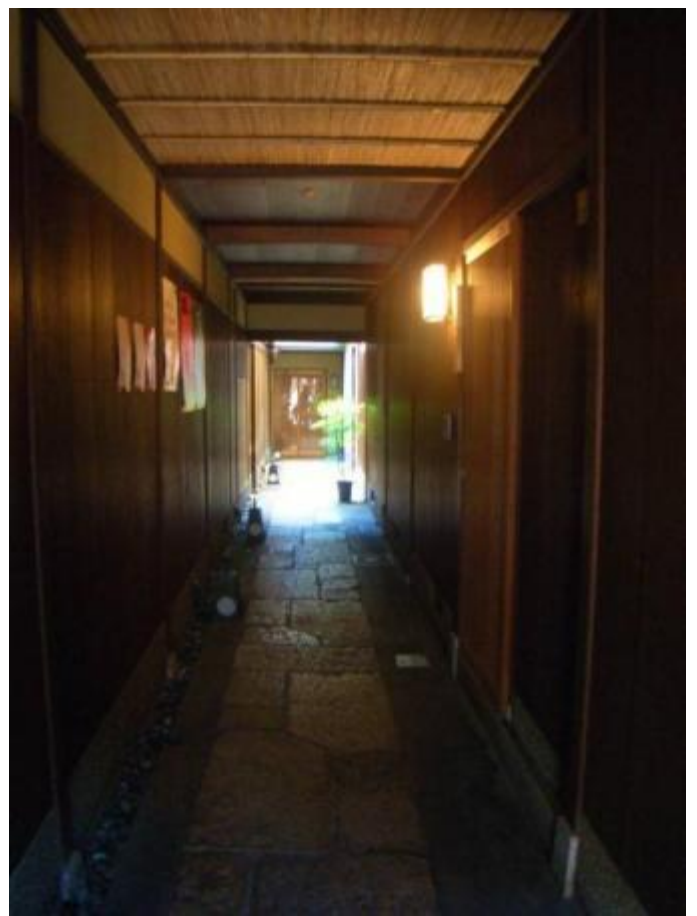
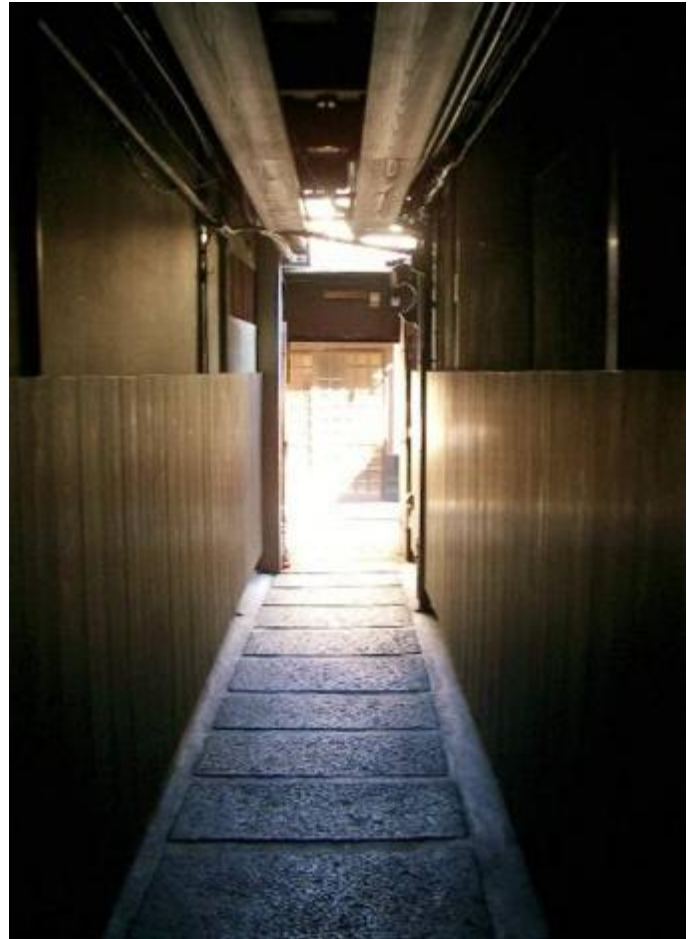
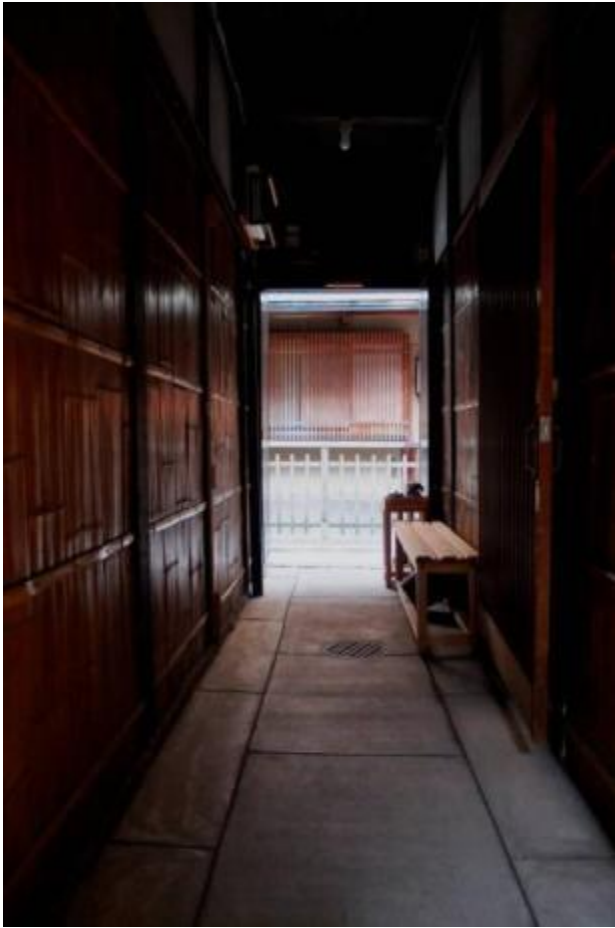
鴨川納涼床



鴨川納涼床



先斗町歌舞練場



多数存在する路地

先斗町界わい景観整備地区指定にあたって



京都市長 門川 大作

先斗町。江戸時代からの歴史を有する京都を代表する花街の一つであり、世界中から多くの方が訪れるまちです。鴨川と東山を一望に収める立地を背景に展開する、花街文化を継承する歴史的な町並みは品格と賑わいを合わせ持つ独特の界わい景観を形成して人々の心を惹き付けています。

景観とは、地域の人々の様々な営みの表れ。そこに関わる人の参加・協力・協働なしには、優れた景観は決して創られません。先斗町が趣のある素晴らしい風景を保ち続けているのは、地域の皆様のたゆまぬ御尽力があればこそです。

本年4月からは、先斗町地域を「界わい景観整備地区」に指定します。かけがえのない景観を一体的に維持・保全・再生し、未来へ伝えていきたい、そんな地域の皆様の真摯な思いと行動実践の成果です。「自分たちのまちは自分たちで創る」との高いお志の下、積極的な御活動を重ねておられる皆様に、改めて深く敬意を表します。

この「先斗町デザイン集」は、地区指定を機に地域と京都市とが一体となって作成するはじめての景観ガイドラインです。これから先斗町での建築を予定しておられる方々に、広く手引書として御活用いただきたいと思います。京都の財産である先斗町の景観に益々の磨きをかける取組を、共にしっかりと進めてまいりましょう。



先斗町まちづくり協議会会長 諸井 誠

先斗町まちづくり協議会からの平成24年度の要望に対しまして、平成25年度の「先斗町町並み調査」の実施、平成27年4月1日をもちまして「先斗町界わい景観整備地区」に指定していただきましたこと、そしてその制度運用にあたり、当会と連携しこのデザイン集を作成いただきましたことに、京都市長、京都市関係各課にお礼を申し上げます。

このデザイン集により、先斗町というまちで景観に関わる行為を計画・実施される際に、過去から今日に至る長い時間と大きな記憶の中で、この先斗町というまちが、建物や通り、設えをどのように形としてきたのか、どのようなまちの空間を作ったのかをまずご理解していただきたいと思います。先斗町というまちでは、花街であるという業態・営みの性質から、また繁華街を形成する常に進行形である場所柄から、これまで、私たちの歴史、私たちの生きてきた場所性を大切に扱うということは実現できずにおりました。多くの京都のまちまちは長い時間をかけ、まちの素晴らしさや独自の価値を保護するように努め、それぞれに京都のまちのらしさ、京都のまちとしての景観を維持されています。それらに比して何も自らを保護する試みが実施できずにいた先斗町ですが、幸い、ここに来て、平成27年度に先斗町界わい景観整備地区に指定されることとなりました。これは先斗町という今尚生き生きとしたこのまちにとって大きな節目にあたると思っていますし、これまでこのまちをご最賓にしてくださいましたお客様、そしてこれからもこのまちへ足をお運びくださるお客さまのためにも、まず私たちが自分たちのまちのことを知り、さらにそれを継承するひとつの大切な足掛かりです。

今後、だれしものがこの先斗町というまちの歴史・経験を大切に、まちの魅力を作り上げる一翼を担って頂きたいとの願いをもって、まちのひとたちの、まちへお越しくくださる方々への配慮の一助としてこのデザイン集をご利用いただければ幸いです。

目 次

■ はじめに	10
--------	----

本編

1 先斗町界わい景観整備地区について	11
1-1 界わい景観整備地区について	12
1-2 先斗町界わい景観整備地区界わい景観整備計画	13
1-3 建築物の形態意匠の制限（デザイン基準）	16
1-4 工作物の形態意匠の制限	26
2 まちの成り立ちと先斗町の町並み	27
2-1 まちの成り立ち	28
2-2 先斗町の町並み	38
2-3 区域ごとの建物の特色	56
3 外観細部意匠（先斗町界わい景観整備地区（先斗町通地区） 形態意匠の制限の解説）	67
3-1 屋根	68
3-2 屋根材等	71
3-3 軒庇	72
3-4 外壁等	73
3-5 屋根以外の色彩	78
3-6 その他	79
4 事例写真	81
4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）	83
4-2 格子戸の建具や出格子等, 通りの品格と賑わいを 創出するしつらえ	92
4-3 地区の特色ある意匠 (1)玄関庇, (2)欄干, (3)あやめ板, (4)簾掛け, (5)犬矢来や駒寄, (6)建築本体への丸太材の使用)	94
4-4 その他の意匠	100

■ はじめに

「先斗町デザイン集「このまちのしつらえ」」は平成27年4月1日に指定された「先斗町界わい景観整備地区」のデザイン基準を分かりやすく手引書としてまとめたものです。《1 先斗町界わい景観整備地区について》,《2 まちの成り立ちと先斗町の町並み》,《3 外観細部意匠（先斗町界わい景観整備地区（先斗町通地区） 形態意匠の制限の解説）》,《4 事例写真》の4つの章で構成しており、豊富な写真と図版を交えて解説をしています。

「先斗町界わい景観整備地区」の指定は、平成24年6月に先斗町まちづくり協議会等から「先斗町地域の「界わい景観整備地区」指定に関する要望書」が提出されたことを契機に、平成25年度に地域の御協力を賜りながら実施した「先斗町町並み調査」を経て実現したものです。

このような経過を踏まえ、本書の《2 まちの成り立ちと先斗町の町並み》は、先斗町まちづくり協議会に執筆していただき、《4 事例写真》も、先斗町まちづくり協議会から写真を提供していただいたものです。

本書を一助として、先斗町地域の良好な景観形成の推進に、より一層の御理解をいただきますようお願いいたします。

●先斗町界わい景観整備地区指定に係るこれまでの取組●

平成23年10月	先斗町まちづくり協議会発足
平成24年 6月	先斗町まちづくり協議会が地域景観づくり協議会として京都市長の認定を受ける。
平成24年 6月	先斗町まちづくり協議会等から京都市長宛てに「先斗町地域の「界わい景観整備地区」指定に関する要望書」提出
平成25年度	京都市による先斗町町並み調査実施
平成26年 7月	京都市美観風致審議会へ「先斗町界わい景観整備地区の指定等」について諮問し、承認を得る。
平成26年11月	京都市都市計画審議会へ「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）景観地区の変更」について付議し、承認を得る。また、「京都市景観計画の変更」について意見聴取を実施
平成27年 4月	先斗町界わい景観整備地区指定

- 1 -

先斗町界わい景観整備地区について

■ 1-1 界わい景観整備地区について

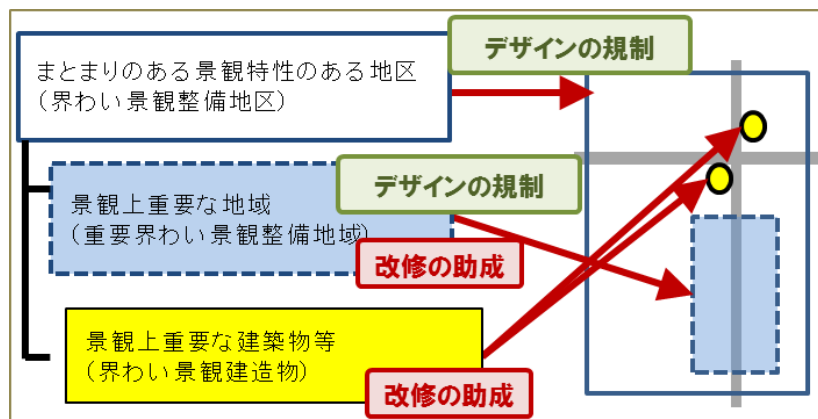
「界わい景観整備地区」は、京都市市街地景観整備条例に基づき、まとまりのある景観特性を持つ地域を指定し、地域の景観特性に応じた建築物のデザイン基準を設け、町並みを整える制度です。

現在、市内には8地区が界わい景観整備地区に指定されています。（伏見南浜、三条通、上賀茂郷、千両ヶ辻、上京北野、西京桧原、本願寺・東寺、先斗町）

地区の指定にあたり、「先斗町界わい景観整備計画」（1-2参照）で景観の特性や景観整備の目標等を定めています。また、地区内の建築物のデザイン基準を、景観地区の「建築物の形態意匠の制限」（1-3参照）として、都市計画に定めています。

地区内の景観上重要な地域（重要界わい景観整備地域）内の建築物等と景観上重要な建築物等（界わい景観建造物）に対しては、修理・修景に要する費用の一部を助成する制度があります。

（界わい景観整備地区のイメージ）



（助成内容）

対象建築物	区別	補助率	補助金上限額
景観上重要な地域内の建築物等 (重要界わい整備地域内)	地区様式	2/3	600(万円)
	準様式	2/3	300(万円)
景観上重要な建築物等 (界わい景観建造物)	2/3		600(万円)

※地区様式：各地区で定めている界わい景観整備計画の景観の特性を表す地区の固有の意匠・形態、準様式：地区様式に準じる様式

■ 1-2 先斗町界わい景観整備地区界わい景観整備計画

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第29条第1項の規定により、先斗町界わい景観整備地区における界わい景観整備計画を、次のとおり定める。

なお、この計画において用いる用語の意義は、建築基準法又は条例において使用する用語の例による。

1 地区の範囲等 （別紙）

この地区は、南北は三条通南から四条通まで、東は鴨川まで、西は先斗町通から20メートルの範囲の、約2.1ヘクタールに及ぶ地域であり、先斗町通沿いを中心とする「先斗町通地区」とそれ以外の「一般地区」に分けられる。指定の区域は、計画図に示すとおりである。

また、この地区の一部は計画図に示すとおり重要界わい景観整備地域に、この地区に存する建造物のうち次の表に掲げる建造物については界わい景観建造物に指定されている。

番号	建造物の名称	建造物の所在地
1	先斗町歌舞練場	中京区石屋町125番地の1, 127番地の1, 128番地の1, 129番地の3, 129番地の4 中京区橋下町130番地, 130番地の1, 131番地, 131番地の1, 132番地, 132番地の2
2	茜屋純心軒	中京区橋下町136番地
3	先斗町禊川	中京区若松町137番地の6, 137番地の8
4	花心亭みのこう	中京区材木町188番地の6, 188番地の8
5	みます屋ITALIANO	中京区若松町140番地の2
6	天下一品先斗町味がさね	中京区若松町141番地の4

2 景観の特性

三条通南から四条通間、先斗町通の両側からなる先斗町界わいは、江戸時代の鴨川改修に伴い整備された地区であり、鴨川と東山を一望に収める地理的条件等を背景に、京都においても有数の文化・遊興の中心地として発展し、品格と賑わいを合わせ持つ独特の界わい景観を形成している。

先斗町通は約500m続くせまい通りであり、その通りに接して、本二階建を中心とする間口3間程度の伝統的建造物が両側に建ち並び、連続する軒下の空間や、町並みに規則的に配される玄関戸、木屋町通と先斗町通の間に多数存在する路地等とともに、繊細なスケール感を特徴とした空間を構成している。

また、江戸時代からの歴史を有する京都を代表する花街の一つであり、簾やあやめ張りの目隠し板、細やかな格子、犬矢来・駒寄といった奥ゆかしさを感じさせる細部意匠を備えたお茶屋建築等が花街文化を継承する歴史的町並みを形成している。更に、陶器瓦や牡丹唐草風テラコッタイル等の東洋風意匠を特徴とする先斗町歌舞練場が、地域の景観及び文化上の核ともなっている。近年においては、気品のある飲食店や物販店等、多様な業種が加わり、お茶屋建築を再生活用し新たな賑わいを創出しつつも、統一感の

なかに個性が見られる独特の景観を形成している。

一方、鴨川に面しては夏には納涼床が出され、伝統文化を継承した地域独特の情緒と風情を醸す、希少な景観が残されている。鴨川に向かって開放された形式の低層建築物が、日本瓦葺の勾配屋根と軒庇を連ねながらまとまり、先斗町公園の緑とともに、鴨川という広がりのある空間に調和した景観を構成している。

幅員のせまい歩行者空間である先斗町通において構成された繊細なスケール感を持つ町並みと、夏の風物詩である鴨川に向かって開放された東山を望む納涼床は、ともに京都を代表する景観である。

3 景観整備の目標

この地区においては、次に掲げる事項を目標にして、景観整備を行う。

- (1) 2に示した特色ある景観を維持及び向上させること。
- (2) 歴史や文化を継承するお茶屋建築と、気品のある飲食店や物販店が調和し、品格と賑わいをあわせもつ当地区の特色を町並み景観づくりに活かすこと。
- (3) 地域の活動団体をはじめ、市民、事業者、行政等のあらゆる主体が、それぞれの役割を踏まえて一体となって良好な景観の形成に取り組むこと。

4 建築物及び工作物の位置、規模、形態、意匠及び修景に関する事項

この地区においては、次に掲げる事項を建築物及び工作物の形態意匠等の制限に関する基準とする。

- (1) 2に掲げる景観の特性に留意したものであること。
- (2) 界わい景観建造物と調和し、協調する形態及び意匠であること。
- (3) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）景観地区計画書及び市街地景観整備条例に定められた建築物の形態意匠等の制限に適合するものであること。
- (4) 市街地景観整備条例に定められた工作物の形態意匠等の制限に適合するものであること。

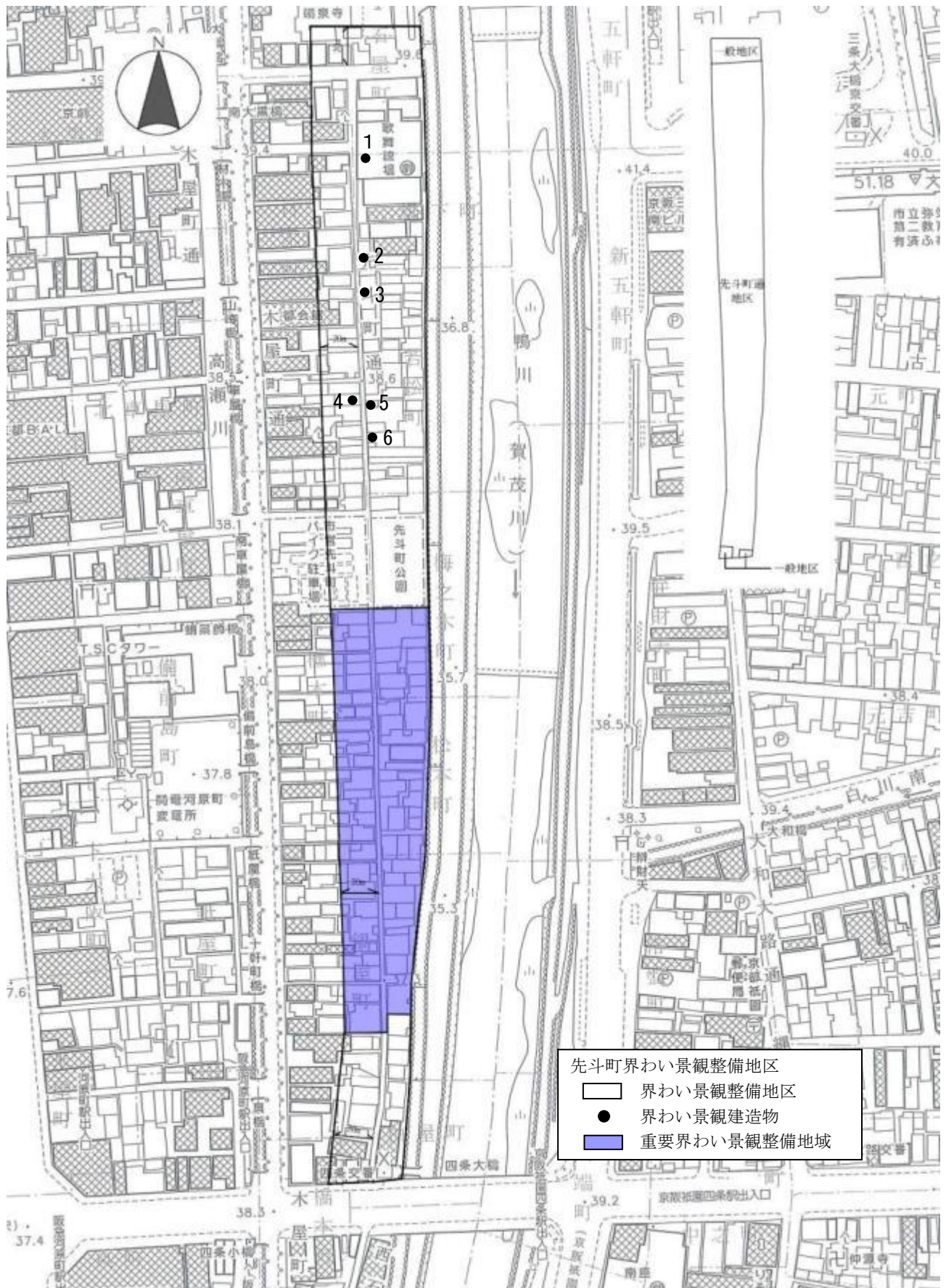
5 建築等又は建設等で、市長の認定を要することとするものに関する事項

景観法に基づく認定制度を活用して、建築物の形態意匠の制限を行うと共に、市街地景観整備条例に基づき建築物、第1類工作物及び第2類工作物の新築等又は模様替え等に対する制限を行う。

6 界わい景観整備計画の運用に関する事項

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）景観地区計画書の認定の特例第1項の規定により当該計画書に定める建築物の形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限を適用しない場合は、同第2項の規定により、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならない。

(別紙) 先斗町界わい景観整備地区



■ 1-3 建築物の形態意匠の制限（デザイン基準）

名 称		面積（ha）		建築物の 形態意匠 の制限	備 考
山ろく型美観地区		約 138		共通の基 準及び別 表 1	北白川・銀閣寺周辺 渋谷・馬町 今熊野・泉涌寺周辺 本町筋・稲荷山周辺
山並み背景型美観地区		約 303		共通の基 準及び別 表 2	下鴨神社周辺（2） 田中・吉田 京都大学周辺 聖護院・吉田山周辺
岸辺型美観地区	一般地区	約 68	約 92	共通の基 準及び別 表 3	哲学の道
					岡崎疏水
					鴨川東（1）
					鴨川東（2）
					鴨川西（1）
					鴨川西（3）
	歴史的町並み地区	約 24			高瀬川（2）
					濠川・宇治川派流
					白川（岡崎・祇園）
旧市街地型美観地区		約 1,143		共通の基 準及び別 表 4	鴨川西（2） 高瀬川（1） 西陣 御所周辺 鴨東 鴨川 二条城周辺 職住共存（1） 職住共存（2） 本願寺周辺 伏見
歴史遺産型美観地区		約 543			
一般地区		約 381		共通の基 準及び別 表 5	下鴨神社周辺（1） 御所 二条城 祇園・清水寺周辺 本願寺 東寺
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区		約 3.2		別表 6	
祇園町南歴史的景 観保全修景地区	祇園町南側地区	約 6.5	約 9.9	別表 7	
	宮川町地区	約 2.0			
	八坂通地区	約 1.4			

上京小川歴史的景観保全修景地区		約 2. 1		別表 8	
伏見南浜界わい景観整備地区		約 25		別表 9	
	重要界わい整備地域	約 5. 3			
三条通界わい景観整備地区		約 6. 6		別表 10	
	重要界わい整備地域	約 2. 9			
上賀茂郷界わい景観整備地区		約 23		別表 11	
	重要界わい整備地域	約 2. 2			
千両ヶ辻界わい景観整備地区		約 37		別表 12	
	重要界わい整備地域	約 7. 9			
上京北野界わい景観整備地区		約 7. 9		別表 13	
	重要界わい整備地域	約 3. 0			
西京極原界わい 景観整備地区	街道北・南地区	約 12	約 18	別表 14	
	街道沿い地区	約 5. 5			
	重要界わい整備地域	約 1. 3			
本願寺・東寺界わい景観整備地区		約 27		別表 15	
	重要界わい整備地域	約 2. 7			
先斗町界わい景 観整備地区	先斗町通地区	約 2. 0	約 2. 1	別表 19	
	重要界わい整備地域	約 0. 8			
	一般地区	約 0. 1			
沿道型美観地区	都心部幹線地区	約 125	約 135	共通の基 準及び別 表 16	御池通
		約 9. 9			四条通
					五条通
河原町通					
堀川通					
三条通地区	約 9. 9	三条通			
市街地型美観形成地区		約 648		共通の基 準及び別 表 17	小山
					高野
					西ノ京
					壬生・朱雀
					京都駅周辺
					西七条・唐橋
沿道型美観形成地区	幹線地区	約 424	約 429	共通の基 準及び別 表 18	北山・白川通
		約 5. 3			西大路・北大路通
	二条駅周辺				
京都駅前					
衣掛けの道地区	約 5. 3		その他沿道		
					衣掛けの道
合 計		約 3, 431		－	－

□ 用語の定義

- ・ 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・ 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・ 低層建築物 : 地階を除く階数が3以下で、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- ・ 中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- ・ 高層建築物 : 高さが15メートルを超える建築物をいう。
- ・ 平入り : 軒が道路（道路が交わる敷地にあつては、いずれかの道路）に平行する屋根形式をいう。
- ・ 軒の出 : 外壁面（木造にあつては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・ けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、傍（そば）軒（のき）ともいう。
- ・ けらばの出 : 外壁面（木造にあつては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- ・ インナーバルコニー : 建築物の外壁から突出しないバルコニーをいう。
- ・ 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- ・ マンセル値 : 日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1（色の表示方法—三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・ 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多い R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とする。（アルファベットのマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- ・ 歴史的町並みと調和する色彩 : 木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材が有する Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度の N（無彩色）系を除く。
- ・ 沿道及び市街地の町並みと調和する色彩 : Y R（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、P B（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・ 軒庇 : 通りに対して出された庇で、外壁に設けられるものをいい、通り庇、差し掛けともいう。
- ・ 塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

□ 形態意匠の制限に係る共通の基準

1 屋根の色彩

- 日本瓦及び平板瓦は，原則としていぶし銀とすること。
- 銅板は，素材色又は緑青色とすること。
- 銅板以外の金属板及びその他の屋根材は，原則として光沢のない濃い灰色，光沢のない黒とすること。

2 塔屋等の高さ（塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は，3 m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち31 m高度地区又は25 m高度地区においては4 m）以下とすること。ただし，機能上必要であり，かつ，建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3 m（高度地区のうち31 m高度地区又は25 m高度地区においては4 m）を超えず，地域の良い景観の形成に支障がないと認められる場合は，この限りでない。

3 塔屋等の位置，規模及び形態意匠については，建築物の本体と均整がとれたものとすること。

4 建築物の外壁は，傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし，良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては，この限りでない。

5 主要な外壁に使用する材料（ガラス及び自然素材を除く。）は，光沢のないものとすること。

6 バルコニーを設ける場合は，インナーバルコニーとすること。ただし，低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は，この限りでない。

7 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし，着色を施していない自然素材については，この限りでない。

- (1) R（赤）系の色相で，彩度が6を超えるもの
- (2) YR（黄赤）系の色相で，彩度が6を超えるもの
- (3) Y（黄色）系の色相で，彩度が4を超えるもの
- (4) GY（黄緑）系の色相で，彩度が2を超えるもの
- (5) G（緑）系の色相で，彩度が2を超えるもの
- (6) BG（青緑）系の色相で，彩度が2を超えるもの
- (7) B（青）系の色相で，彩度が2を超えるもの
- (8) PB（青紫）系の色相で，彩度が2を超えるもの
- (9) P（紫）系の色相で，彩度が2を超えるもの
- (10) RP（赤紫）系の色相で，彩度が2を超えるもの

8 屋上に設ける建築設備は，ルーバー等で適切に修景し，建築物の本体と調和したものとすること。

9 公共の用に供する空地に面して，クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設け

る場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。

- 10 公共の用に供する空地に面して、駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

□ 認定の特例

- 1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良い景観の形成に支障がないと認めるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限を適用しないことができる。
 - (1) 優れた形態意匠を有し、土地利用、建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資すると認められるもの
 - (2) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
 - (3) 一定の一団の土地の区域において、複数の建築物から構成される施設で、当該区域及びその周辺の総合的な景観形成を図ることを目的に、当該区域内の建築物の位置、規模、形態意匠等に関する全体計画が定められ、かつ、その全体計画の内容に適合するもの
 - (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の(1)から(3)までの認定を行うに当たっては、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、上記1の認定を行うに当たっては、良好な景観の保全若しくは形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

□ 適用除外

次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模、形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物

ただし、歴史遺産型美観地区のうち、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、祇園町南歴史的景観保全修景地区又は上京小川歴史的景観保全修景地区については、この規定は適用しない。

- (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
- (3) 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- (4) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
- (5) 文化財保護法の規定により登録有形文化財として登録された建築物
- (6) 京都府文化財保護条例の規定により京都府登録有形文化財として登録された建築物
- (7) 京都市文化財保護条例の規定により京都市登録有形文化財として登録された建築物
- (8) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するもののうち、増築又は移転に係るもの（増築にあつては、当該増築をする部分以外の部分に限る。）

ただし、景観地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画又は美観地区において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。

【別表 19】歴史遺産型美観地区 先斗町界わい景観整備地区

地区名		先斗町通地区	一般地区
低層建築物	屋根 (P.68)	- 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は 30 cm 以上、その他の軒の出は 60 cm 以上。）とすること。ただし、屋上緑化等により周囲から見下ろした際の良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 - 屋根形式は、軒が道路や河川（道路が交わる敷地にあつては、先斗町通。河川と道路が交わる敷地にあつては、河川。）に平行する形式の切妻屋根を基本とし、道路や河川側に軒が出ている状態とすること。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。	- 特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等 (P.71)	日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。	日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
	軒庇 (P.72)	- 道路や河川に面する 1, 2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として先斗町通に面する軒の出は 30 cm 以上、その他の軒の出は 60cm 以上）を設けること。 - 軒庇の高さは周囲との連続性に配慮すること。	道路や河川に面する 1, 2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設けること。
	外壁等 (P.73)	- 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 先斗町通に面する 1 階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 - 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず 1 階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に	- 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 河川に面する 3 階の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。

		沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 - 先斗町通や河川に面する３階の外壁面は、１階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 - 河川に面する３階の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 ＊ 先斗町通に面する建築物の外壁は原則として真壁造りとすること。 ＊ 先斗町通に面する１，２階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとする。	河川に面する３階の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。
	屋根以外の色彩 (P.78)	歴史的町並みと調和する色彩とすること。	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他 (P.79)	道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。	道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

中・高層建築物	屋根	・ 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は 30 cm以上、その他の軒の出は 60 cm以上。）とすること。ただし、屋上緑化等により周囲から見下ろした際の良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 ・ 屋根形式は、軒が道路や河川（道路が交わる敷地にあつては、先斗町通。河川と道路が交わる敷地にあつては、河川。）に平行する形式の切妻屋根を基本とし、道路や河川側に軒が出ている状態とすること。 ・ 原則として、塔屋等を設けないこと。	・ 勾配屋根(原則として軒の出 60cm 以上) とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 ・ 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	・ 日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。	・ 日本瓦，金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	軒庇	・ 道路や河川に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として先斗町通に面する軒の出は 30 cm以上，その他の軒の出は 60 cm以上）を設けること。 ・ 軒庇の高さは周囲との連続性に配慮すること。	・ 道路や河川に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 60 cm以上）を設けること。
	外壁等	・ 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 ・ 先斗町通に面する 1 階の開口部は，格子戸等の建具や出格子等，通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 ・ 先斗町通に面する外壁面の位置は，周囲との連続性に配慮すること。ただし，やむを得ず 1 階の外壁面が道路境界から後退する場合は，道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。	・ 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 ・ 河川に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし，河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ，かつ，河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は，この限りでない。 ・ 河川に面する 3 階以上の外壁には，原則として建築物の外壁面から突出

	- 先斗町通や河川に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 - 河川に面する3階以上の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 先斗町通に面する建築物の外壁は原則として真壁造りとすること。 * 先斗町通に面する1, 2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素(※注)を取り入れたものとすること。	したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。
屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。	道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界わい整備地域についてのみ適用する。

注 地区の特色ある意匠を構成する要素は、玄関庇、欄干、あやめ板、簾掛け、犬矢来や駒寄、建築本体への丸太材の使用とする。

■ 1-4 工作物の形態意匠の制限

□ 形態意匠等の制限

(京都市市街地景観整備条例)

第10条 美観地区等内における工作物(屋外広告物等以外の工作物で、土地又は建築物に定着するものに限る。以下この節において同じ。)の形態、意匠、高さ等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) 規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。
- (4) (省略)
- (5) 建築物に定着する工作物にあつては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。

2 前項各号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目は、美観地区等の類型及びそれぞれの地域の特性に応じ、別に定める。

□ 形態意匠等の制限の技術的細目

(京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則)

第7条 条例第10条第2項に規定する技術的細目のうち同条第1項第3号及び第5号に関するものは、別表第2に掲げるとおりとする。

2 (省略)

別表第2 (第7条関係)

1 条例第10条第1項第3号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目

美観地区等の種別	技術的細目
先斗町界わい景観整備地区	門又は塀を有する場合にあつては、その形態が伝統的な様式のもの又は伝統的な様式に準じたものであること。

2 条例第10条第1項第5号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目

美観地区等の種別	技術的細目
歴史遺産型の美観地区	(1) 建築物の外壁面に設ける携帯電話用のアンテナは、その色彩が当該外壁面の色彩と調和したものであること。 (2) 携帯電話用のアンテナの付属設備は、公共用空地から見えない位置に設けられていること。 (3) 屋上部に設ける太陽光発電装置は、屋根材と一体となる瓦又はパネルの形状のものであつて、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。

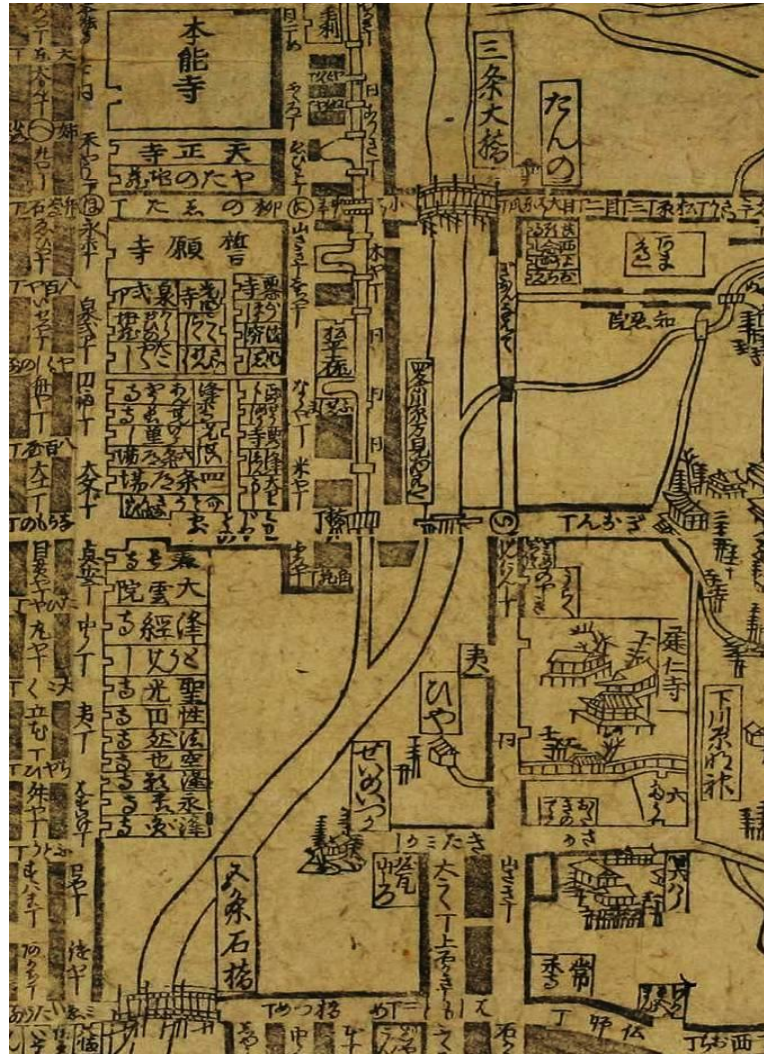
- 2 -

まちの成り立ちと先斗町の町並み

■ 2-1 まちの成り立ち

【1：高瀬川開削】

江戸時代以前の鴨川は、十分な護岸工事がされておらず、現在の鴨川よりも川幅が広く、数多くの中洲を持つ河川でした。そこでは芝居小屋等も建てられ、今日の納涼床に継承されるような床几等を並べ遊興の場として賑わいを見せていました。そして、慶長19年(1614)に、角倉了以と素庵により鴨川流域の右岸端部、豊臣秀吉による御土居（河原町通付近）のまさに外側に高瀬川が開削されました。高瀬川は方広寺大仏再建の資材を運ぶために開削されたもので、大正9年(1920)に廃止されるまで、京都市中心部と伏見間の物資輸送に利用されていました。その高瀬川には、荷物の積み下ろしや高瀬舟の方向を転換するための舟入が作られ、木屋町通には多くの問屋等が置かれました。そこでは、商品を扱う商人や職人が同業者町をつくり、材木町・樵木町・石屋町・塩屋町など職種や商品を反映した町名がつけられ、今なおその町名が使われているものがあります。そして木屋町通は、高瀬川の運行による物資の集積地として大いに発展し、往来にぎやかな問屋街となりました。



新板平安城東西南北町并洛外之図（1658年）

（早稲田大学図書館所蔵）

【2：近世鴨川護岸工事と新地開発】

17世紀初頭の高瀬川の開削に伴い、流通・商いの場所として開けだした高瀬川木屋町の鴨川に接する部分で、寛文10年(1670)に鴨川の護岸工事が行われ「寛文の新堤」と称される護岸が築堤されます。これにより御土居（現河原町通）の東側で鴨川までの区域に新たなまちが生まれ、河原であった場所が町地として成立しました。17世紀前半の京都では新地開発が多くなされ、寛永18年(1641)から享保18年(1733)にかけ、31カ所も開発がされました。寛文10年(1670)には高瀬新屋

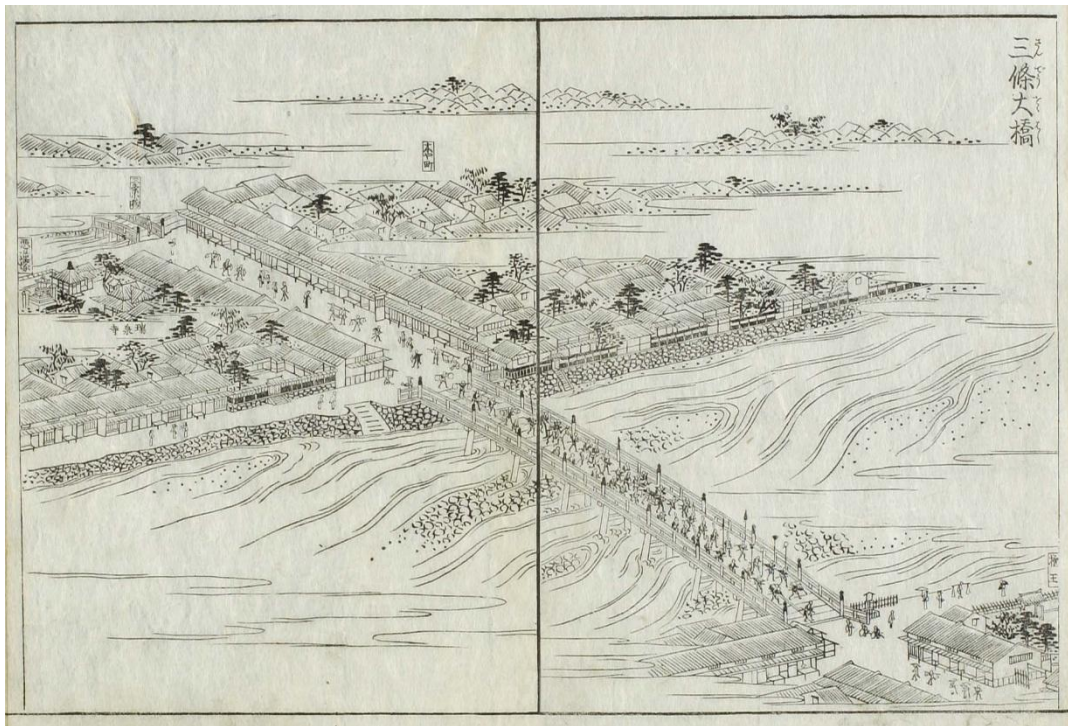


京大絵図（1686年）

（国立国会図書館ウェブサイトより）

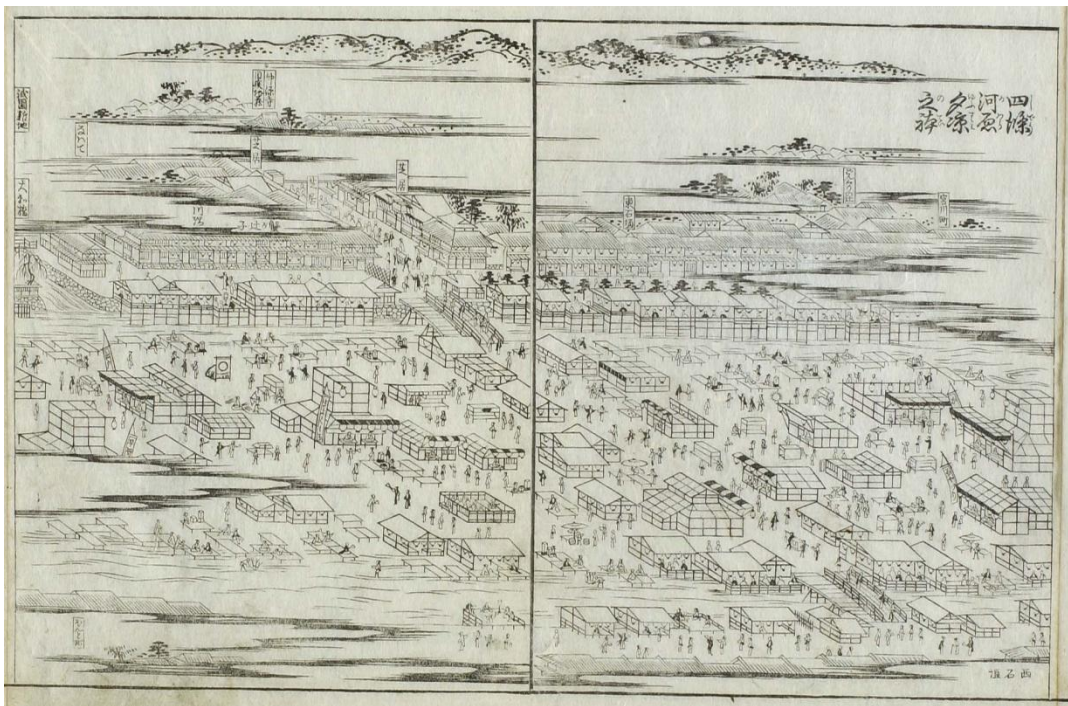
敷・新屋敷大和大路・孫橋町、寛文12年(1672)には祇園町、延宝2年(1674)には東河原新屋敷、先斗町が新地として開発されています。

また、明治初期から明治末期までの先斗町の記録として「京都先斗町遊郭記録」があります。そこでは、寛文10年(1670)の鴨川普請後の延宝2年(1674)2月に若松町に5軒の建家が許可され、さらに正徳2年(1712)に西石垣斉藤町からの依頼で、この地域に生洲株が許可されたことによって新河原町通三条から四条までにおいて、茶屋旅籠を営み茶立女が差し置かれたとあります。



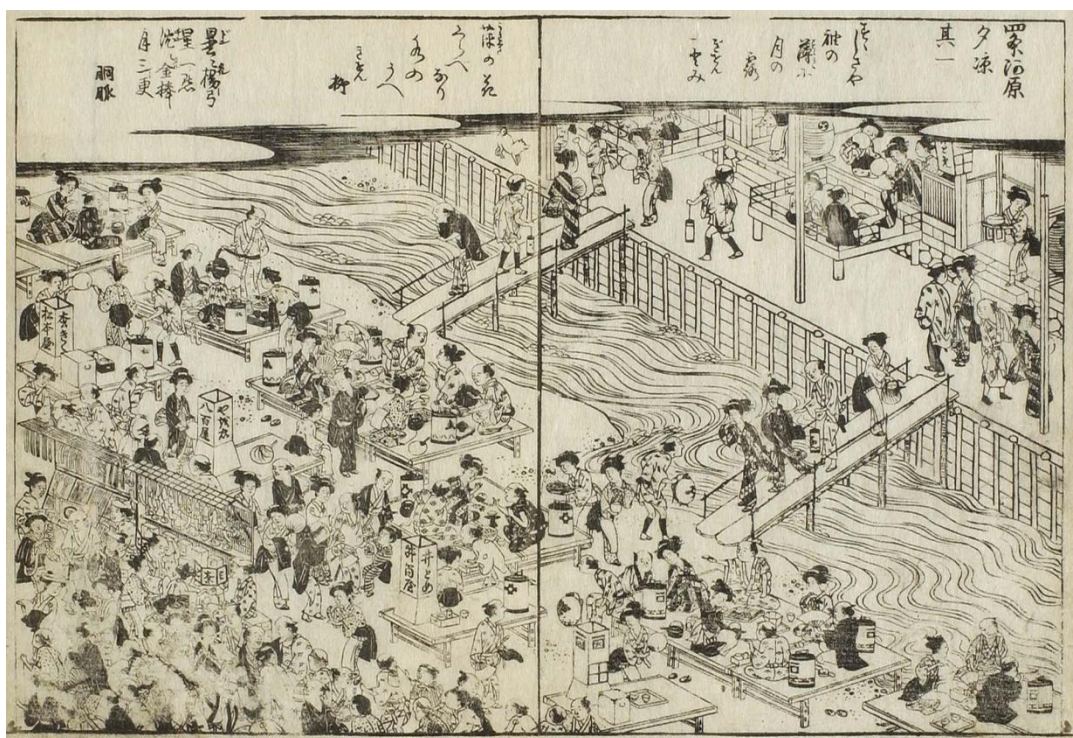
三條大橋「都名所図会 卷之一 平安城再刻」 安永9年（1786）

（国際日本文化研究センター所蔵）



四條河原夕涼之鉢（四條河原）「都名所図会 卷之二 平安城再刻」 安永9年（1786）

（国際日本文化研究センター所蔵）



四条河原「都林泉名所勝図会 巻之一」 寛政11年(1799)

(国際日本文化研究センター所蔵)



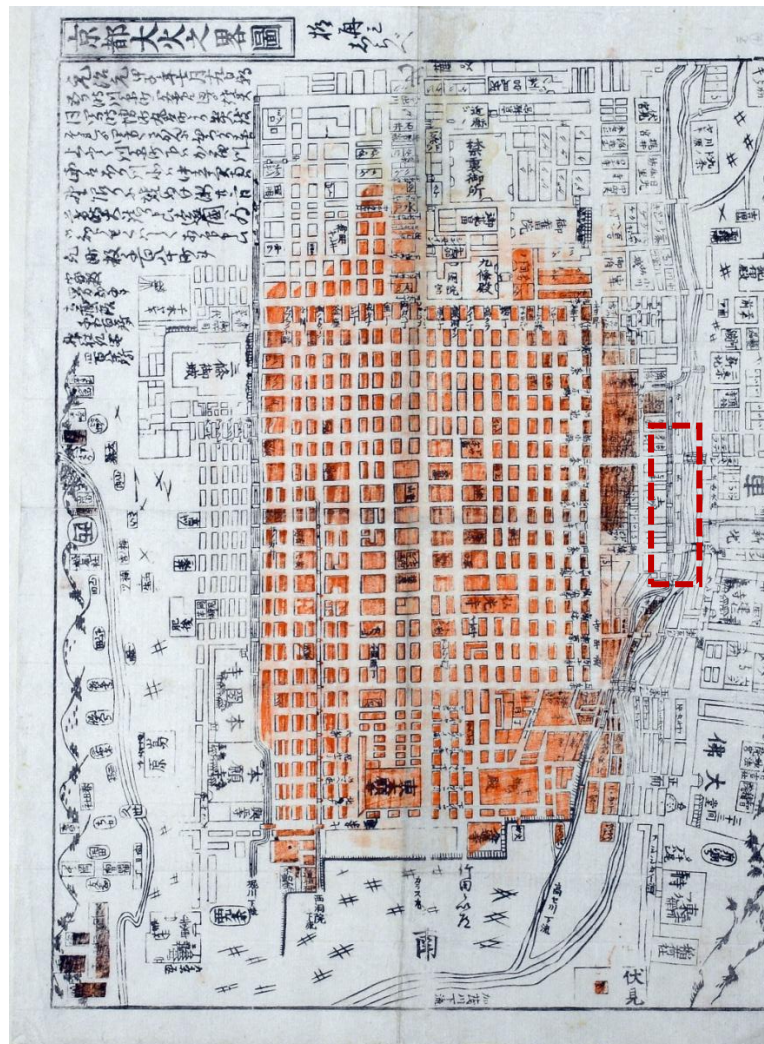
四条河原「都林泉名勝図会 巻之一」 寛政11年(1799)

(国際日本文化研究センター所蔵)

【3：江戸末期・明治初期 町並みの確立】

京都市内の多くの地域は、元治元年（1864）の禁門の変により発生した大火（どんどん焼け）によって一気に建替えられました。その際の火元は堺町御門付近と長州藩邸（河原町二条付近）であったので、先斗町は火元に近い場所でしたが、火が南西方向へ拡大したことで、木屋町～先斗町周辺は江戸時代に建築された建物が残りました。

明治の最初期に、江戸時代からの京都の町並みは多くの箇所でも刷新され、新しく作り上げられていくなかで、幸い先斗町は通りの幅員が拡張されることなく江戸時代のままの地割・通り・路地構成に江戸時代からの建物が残り、現在も使用されています。



京都大火之略図

木屋町通・先斗町通付近が延焼を免れたことがわかります。

（京都市歴史資料館所蔵）

【4：京都府下遊郭由緒記録から】

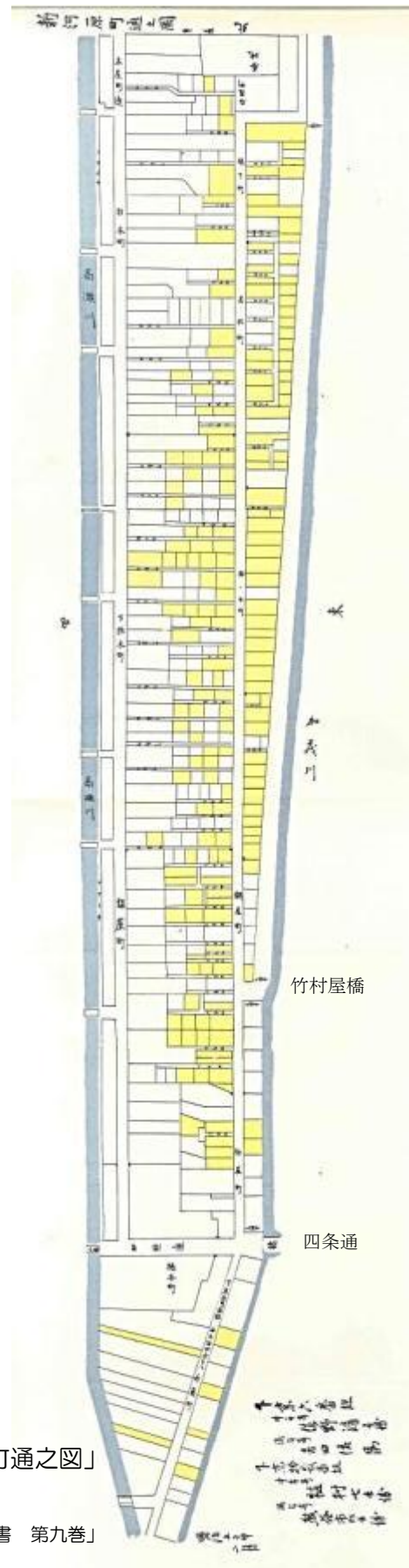
「京都府下遊郭由緒」は、遊郭の蔓延を憂えた京都府参事榎村正直の命により、明治5年（1872）～6年（1873）に京都府勧業掛が作成したものです。上京・下京・伏見の遊郭について調査し、まとめられたもので、島原を中心とする遊所系譜と維新前から明治までの経過がまとめられており、それぞれの地区の中年寄に提出させた所在地域図が付いています（右図：京都府下遊郭由緒附図）。この附図に描かれるものは、まさしく江戸末期から明治初期までの先斗町の様子を生き活きと伝える歴史資料と言えるでしょう。地図中、黄色く塗られた箇所が、遊郭に関連する店舗を示していると考えられる箇所です。

この遊郭由緒附図から、江戸末期～明治初期の段階で、鴨川側に3間半の通り（河岸地）があり、先斗町通東側は現在の奥行きよりも短かったことがわかります。また先斗町通東側で現在の歌舞練場あたりから南北に細い路地が通っていたこと（痕跡が現存します）、現在よりも多くの路地があり、現在の鍋屋町付近ではその路地が路地奥で南北に繋がっていたことなどがわかります。

「京都府下遊郭由緒」附図「新河原町通之図」

明治5年(1872)

(出典：新撰京都叢書刊行会編「新撰 京都叢書 第九巻」
臨川書店)



【5：明治期の鴨川側への増築】

右地図は、明治17年（1884）の地籍図（京都府立総合資料館所蔵）を繋ぎ合わせたものです。前述の京都府下遊郭由緒附図で鴨川側は通り（河岸地）として描かれていたものが、少しずつ宅地として書き加えられている様子を見ることができます。この河岸地は明治17年（1884）の段階では官有河岸地でしたが、明治中期から宅地化され、鴨川に望む離れ（座敷）として建屋が作られました。

現在、鴨川側の景観は特色あるものとされていますが、明治中期から大正期までの一定期間に同じ目的のために建築されたことで整った様式が現在まで伝えられることとなったと推定されます。

【6：近現代】

大正期以降、江戸時代からの町並みに鴨川側の増築部分を加え、花街としてまた歓楽街として先斗町は賑わいを見せます。徐々に近代化が進む中、昭和10年（1935）に京都の近代治水への大転換点となる鴨川大洪水が起こり、先斗町も大きな浸水被害を受けました。その後、戦争のため、予定よりも遅れましたが、鴨川の浚渫がなされ2m掘り下げられ現在の鴨川の様子となりました。

また戦後木屋町通沿道では中高層建物への建て替えがなされていきましたが、先斗町では自動車が通らない通りであることもあり、昔からの木造家屋がそのまま使用され、お茶屋街としてだけではなく、京都の賑わいの場所として、さらに夏には鴨川へ川床を出す納涼の地として独特の町並みを残すこととなりました。



地籍図(明治17年)(1884)

(京都府立総合資料館所蔵)

【7：町並みの保全・先斗町らしさの保全】

右地図は、現在の先斗町の地図（黒線）に京都府下遊郭由緒附図（赤線）を重ね合わせたものです。これを見ると近世の街区割を踏襲しつつ、現代の先斗町が存在する様子が分かります。

戦後日本が成長する中、先斗町通は近世のままの細い通りを残すことができたため、近世の敷地割が現在まで残され、建物は建替えや改修されつつも、京都の中で江戸時代からの町並みや賑わいを継承し、花街としても、繁華街としても独自性をもって生き続けています。

高度経済成長以降、急速な都市化の進展に伴う無秩序な都市景観の出現により、京都らしい景観が変容しました。このままでは近い将来、京都が京都でなくなってしまうという強い危機感から、これまでの景観政策を抜本的に見直した新景観政策が平成19年（2007）に実施されました。

そして平成23年、景観政策の進化として、市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みが整備され、先斗町まちづくり協議会をはじめいくつかの地区で地域景観づくり協議会の意見交換が実施されるようになりました。地域住民等により積極的なまちづくり活動が、京都市内の至るところで活発化しています。



明治初期と現在の先斗町の比較図

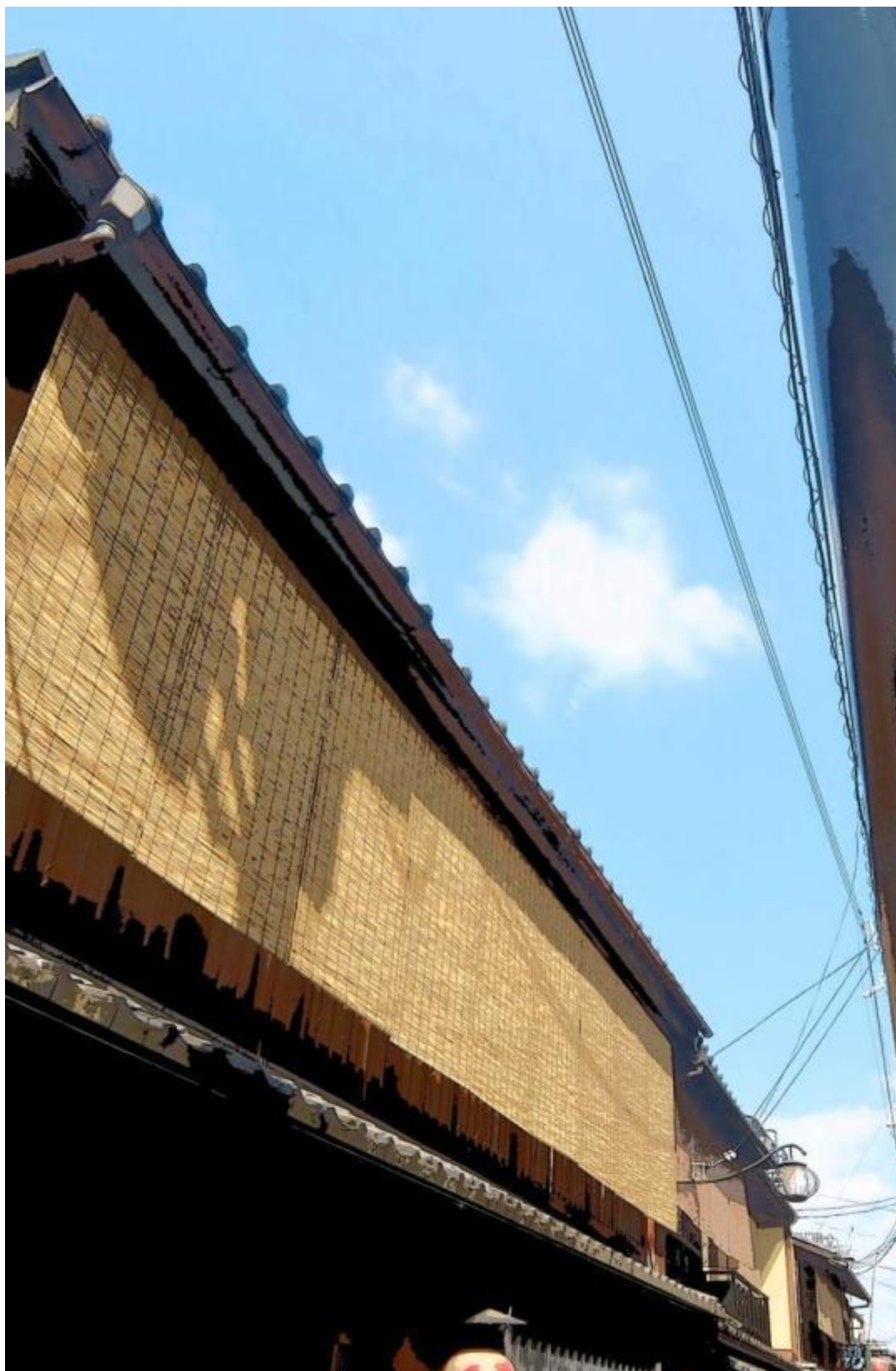
（先斗町まちづくり協議会作成）

【8：先斗町関連年表】

	西暦	年号	先斗町関連	日本・京都
	1142 年	康治元年	四条大橋が勧進により架けられる。	
	1614 年	慶長 19 年	高瀬川の開削	
江戸	1669～1670 年	寛文 9～10 年	寛文の新堤	
	1674 年	延宝 2 年	先斗町新地の誕生 若松町に五軒建てられる	
	1712 年	正徳 2 年	新河原町通りに茶屋株・旅籠屋株が許可され、茶立女が置かれるようになる	
	1857 年	安政 4 年	石の柱脚を持つ四条大橋が完成	
	1859 年	6 年	二条新地の出稼ぎ地として許可される	
	1862 年	文久 2 年	本間精一郎、瓢箪路地で切られる。	江戸幕府、新撰組の前身である浪士組を結成
	1864 年	元治元年		池田屋事件 蛤御門の変（禁門の変）
	1867 年	慶応 3 年		大政奉還
明治	1868 年	明治元年		京都府誕生
	1870 年	3 年	先斗町遊郭が独立	
	1871 年	4 年	この年まで高瀬川横，立誠小学校跡に土佐藩邸が置かれる	
	1872 年	5 年	「鴨川をどり」初演	
	1874 年	7 年	四条大橋が鉄橋になる	
	1889 年	22 年		京都市誕生
	1890 年	23 年		琵琶湖疏水完成
	1892 年	25 年	四条通拡張工事	北座閉鎖
	1894 年	27 年	三条以南の鴨川運河開削	
	1895 年	28 年	初代先斗町歌舞練場竣工	第 4 回内国勸業博覧会 平安遷都 1100 年記念祭 京都電気鉄道開業（三条～五条間）
大正	1913 年	大正 2 年	四条大橋がRC造のアーチ橋になる	
	1914 年	3 年		第一次世界大戦開戦（～1918 年）

大 正	1920 年	9 年	高瀬川の舟運の廃止 木屋町線の路面電車が河原町通に移される	
昭 和				東華菜館（旧矢尾政）が建つ。
	1927 年	昭和 2 年	二代目先斗町歌舞練場竣工	
	1929 年	4 年	半永久的な納涼床が禁止される	現在の南座が建設される
	1934 年	9 年		室戸台風
	1935 年	10 年	鴨川の大水害	京都市市役所竣工
	1936 年	11 年	鴨川の河川改修工事着工	
	1939 年	14 年		第二次世界大戦開戦
	1942 年	17 年	現存の四条大橋の完成	
	1945 年	20 年		第二次世界大戦終戦
	1947 年	22 年	鴨川の河川改修工事完成	
	1948 年	23 年		風俗営業取締法施行 （1984 年に「風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に 関する法律」に改正）
	1952 年	27 年	「納涼床許可基準」策定	
	1963 年	38 年		阪急電車が四条河原町まで つながる
	1967 年	42 年		祇園祭の前祭・後祭の巡行が 統合される
	1973 年	48 年	「京の先斗町会」発足（自然消滅）	
			三善英史の歌謡曲「円山・花町・母の町」 がヒットし、花街が「はなまち」と呼ば れるようになる。	
	1978 年	53 年		市電全廃
	1987 年	62 年		京阪電車地下線化
平 成	1990 年	平成 2 年	先斗町通が石畳舗装になる	
		平成 9 年		財団法人京都市景観・まちづ くりセンター設立
	2007 年	19 年	12m 第 4 種高度地区の指定 歴史遺産型一般地区の指定	京都市による新景観政策
	2012 年	24 年	「先斗町まちづくり協議会」の認定	
	2013 年	25 年	先斗町町並み調査実施	
	2015 年	27 年	先斗町界わい景観整備地区指定	

■ 2-2 先斗町の町並み
【1：先斗町通の町並み】

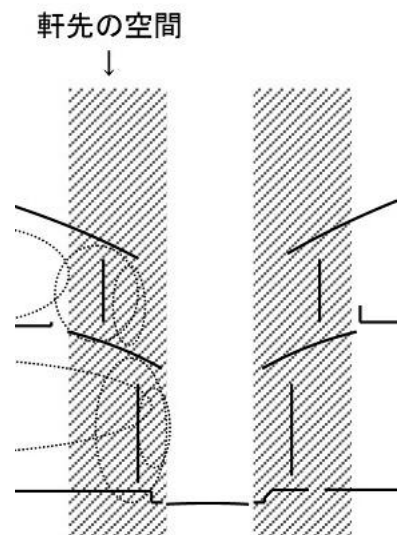


鍋屋町付近

現在、京都市内の多くの通りは自動車での通行が可能な自動車道です。これは、明治期以降に多くの通りが道路幅員を広げられたことによります。そんな中、先斗町通は江戸時代にこのまち、この通りが出来上がってから道路幅員が広がることなく現在に至っており、この狭い通りに建物が軒を連ねている景色が町並みの特色のひとつとなっています。

そして、前述の通り、禁門の変によるどんどん焼けで焼失を免れた場所であることから、江戸時代建設と推定される建物も通りに面して残っていることも特色のひとつです。京都の多くの箇所では、大火や道路の拡幅を契機に、とりわけ明治初期～中期にかけて建物が再建されました。それに対して、先斗町通にそれ以前（明治初期～中期）に建てられた建物は、敷地の狭さや鴨川までの奥行きが無さなどもあり、更に通り西側では路地を内包する必要があったこともあって、一般的に知られる京町家とはすこし違った特色をもって建てられています。建物は敷地境界の際に建ち、2階部分でも通りの際まで建物が迫るように作られています。1階の下家部分は小さく、軒庇の出も短いもので、その下には繊細な格子等が付くとともに、駒寄せや犬矢来等が設けられます。

先斗町通の特徴的な通り景観は、通りの狭さ・幅員によるものだけではなく、独自の建物形成によっても生み出されていると言えます。また、通り（往来）と室内の距離が近く、外部と内部の間にいくつもの空間を遮断しつつ繋げる仕掛けが施されています。2階ファサードでは、あやめ板の目隠しや簾、出窓、欄干、外縁、1階ファサードでは、出格子や駒寄せ・犬矢来といったものが適切な位置に適切なサイズ・寸法で設置されることで、軒下の空間を活用し、内部と外部を接合させています。その軒先下の空間活用も含め、先斗町通の見通し景観が魅力的で特徴的なまちの景観となっています。

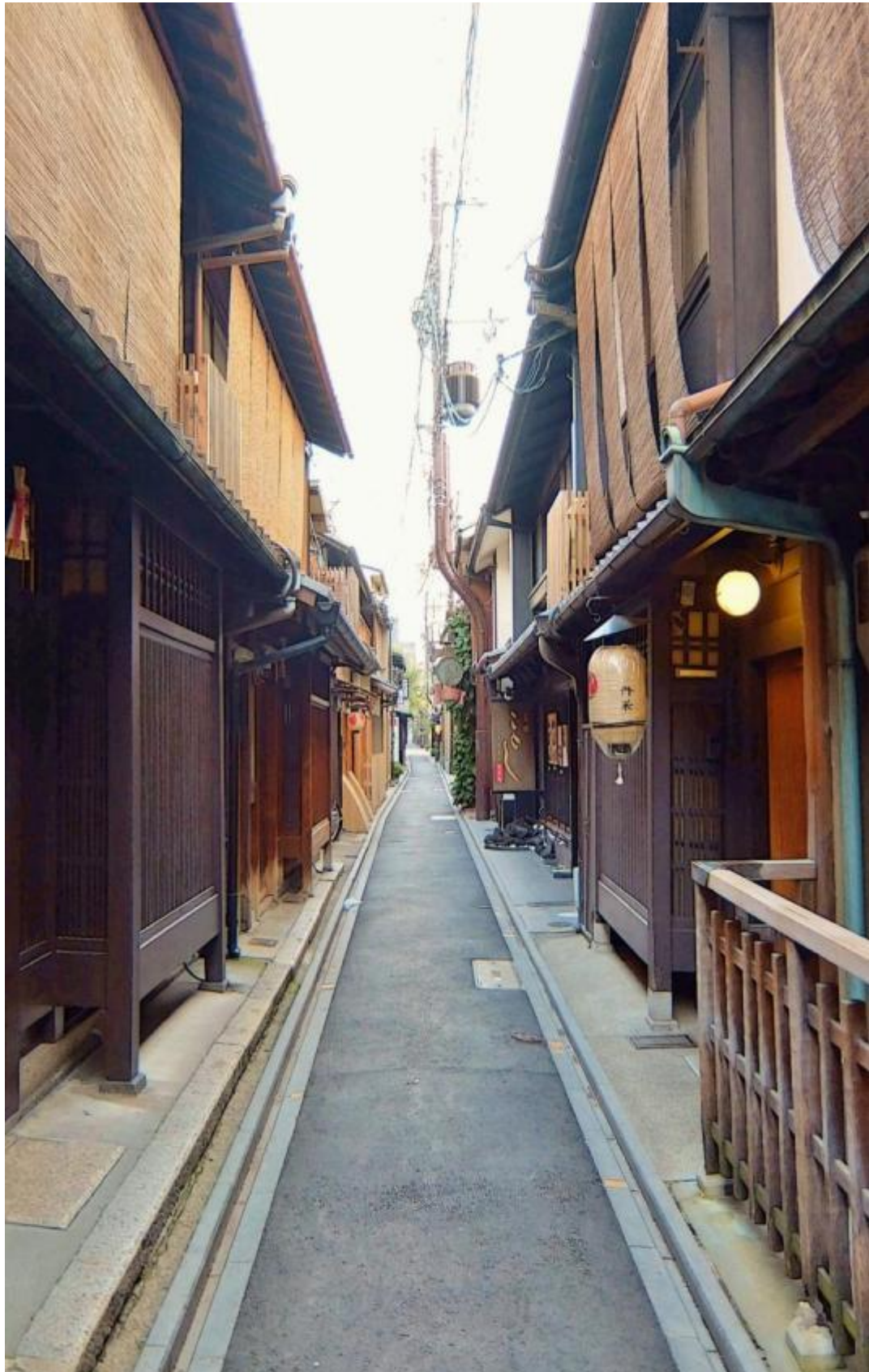




西

東

下樵木町・梅之木町付近



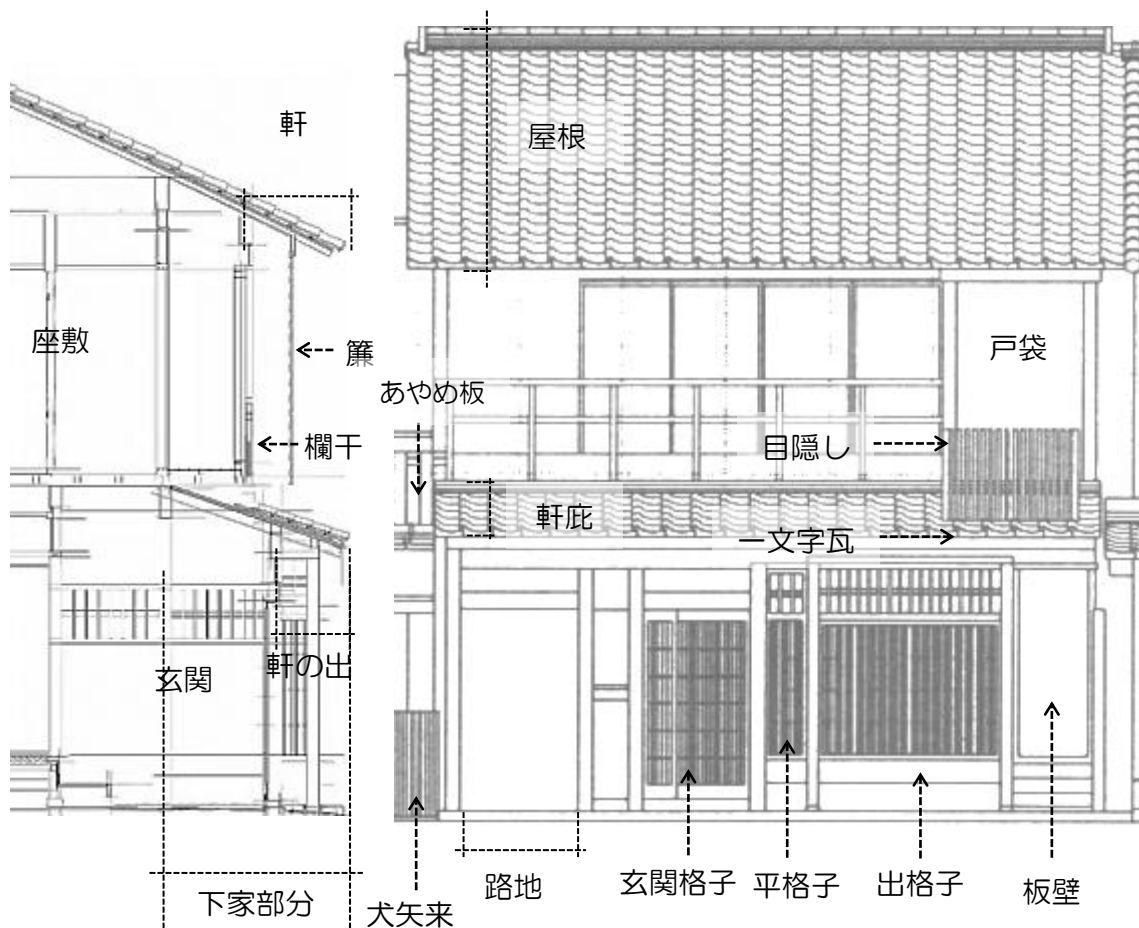
西

東

下樵木町・松本町付近

【2：先斗町通に面した建物】

先斗町界わい景観整備地区のうち、重要界わい景観整備地域内で先斗町に特徴的な建築形式を見せる建物を例に、先斗町通に接する建物外観を構成する要素を説明します。





南

下樵木町の建物（景観重要建造物・歴史的風致形成建造物指定）

北

路地を有するため、1階間口、南側に位置する玄関及び出格子幅は狭いが、部材を繊細にすることにより間口全体での均整をとっている。下家部分の出幅は短く一文字瓦の軒庇の出も短い。通りの際までせり出した2階には外縁・欄干を付し、軒下には簾が掛けられる。



南

北

下樵木町の建物（歴史的風致形成建造物指定）

路地を有するため、1階間口、南側に位置する玄関及び出格子幅は狭いが、部材を繊細にすることにより間口全体での均整をとっている。下家部分の出幅は短く一文字瓦の軒庇の出も短い。通りの際までせり出した2階には外縁・欄干を付し、軒下には簾が掛けられる。



北

南

松本町の建物（歴史的風致形成建造物）

路地が無い間口南側には広めに玄関が作られ、間口北側には出格子を持つ。通りの際までせり出した2階の軒下には欄干の付いた出窓・簾が設けられ、軒の出が短い一文字瓦の軒庇が先斗町らしい様子を見せている。



北

南

松本町の建物（歴史的風致形成建造物）

路地が無い間口南側には広めに玄関が作られ、間口北側には出格子を持つ。通りの際までせり出した2階の軒下には欄干の付いた出窓・簾が設けられ、軒の出が短い一文字瓦の軒庇が先斗町らしい様子を見せ、駒寄せがつけられている。



北

南

梅之木町の建物（歴史的風致形成建造物指定）

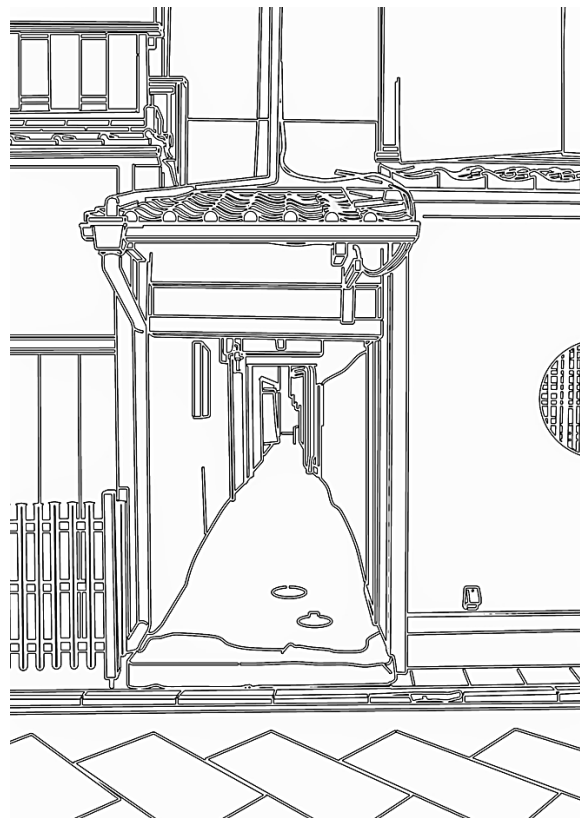
広めの間口の南側に玄関を持つという構成であるが路地が無いことから玄関幅も広い。道路に面して高塀様式の主屋が建ち、軒の出が短い軒庇の下に玄関庇が掛けられている。2階は通り側まで張り出し、あやめ板の目隠しと簾がしつらえられ、先斗町らしい通り景観を構成する。

【3：路地のある町並み】

前述のとおり、先斗町通は道路拡幅などがなされず現在に至っており、江戸時代からの地割を崩さず町並みを形成しています。そのため、地域内、つまり木屋町通と先斗町通の表屋より奥に位置する建物への出入りのために、通り西側では路地を内包した建物が多数存在しています。また町家のだいどこの土間にみられる石敷きと同じように路地には石畳が施され、現代化する以前からのまちの景色を残しています。

一般に先斗町通の景観と言えば、細い通りから南北方向に直線的にみた場合の構図をよく想像されます。しかし、先斗町の景観というものはそれだけで成り立っているのではなく、細い路地から先斗町通に入ろうとする際の通行する人の視覚的印象によるところが大きいと言えます。木屋町通から路地に入り先斗町通に出るまでは小さな長方形の四角を通して通りに面するお茶屋建築の1階ファサード部分が部分的に見えるだけであり、だからこそ、通りに到達したときに経験できる左右への展開が、尚一層魅力的に感じられます。

同様に、景観に関する現象は通りから路地に入る際にもあります。通りの直線的な景観から路地奥に入ると、小さく囲まれた京都の裏路地の町並みがいくつも接合されており、通りの景観とはまったく異なった印象を経験することができます。こうした路地の持つ景観特性が、通りの景観特性に付随し重要な役割を果たしています。



17番路地



南

北

28番路地



10番路地



8番路地



2番路地



19番路地

【4：鴨川に面した町並み】



鴨川側建物からの眺め



鴨川・東山を望みみそそぎ川に出された納涼川床

前述のとおり、京都の一大交通路となる高瀬川開削によって、木屋町通りを中心に新たな市街地が形成され、商売町・問屋街としての木屋町に寄り添うように、東山と鴨川を望む形で出来たまちが先斗町です。対岸の鴨川左岸にもかつては先斗町の納涼床と同じような景観が鴨川に面していましたが、明治に琵琶湖疎水が作られ、その後夷川通付近から鴨川運河が作られたことで、鴨川左岸の景色は一変しました。

また、明治中期までは鴨川沿いに3間半の河岸地としての通りが存在していました。それまでは現在よりもすこし西側にまでしか建屋は建っておらず、そこから床几を張り出し、鴨川中洲にまで屋台や芝居小屋が進出し、鴨川を中心に遊興の地として先斗町が賑わいをみせていました。その後、3間半の河岸地が払い下げられ建物を建てる許可が下りたことで、その部分に東山と鴨川を眺める離れ・座敷が作られることになりました。

明治中期から大正期に鴨川に面して同じ目的で建物が作られたことで、先斗町の鴨川側の建物は一律な様子を作り、現在でも特徴的な先斗町の町並み景観を形成しています。

鴨川側を全面開口部とし、2階が鴨川の際まで張り出し、屋根や軒庇が連なり、鴨川に平行して水平線が強調された建物が現在も鴨川側の景色を作っています。



皇都祇園祭礼四条河原之涼（1859） 出典：国立国会図書館ウェブサイトより



南

北

橋下若松町付近の鴨川側の建物と納涼床



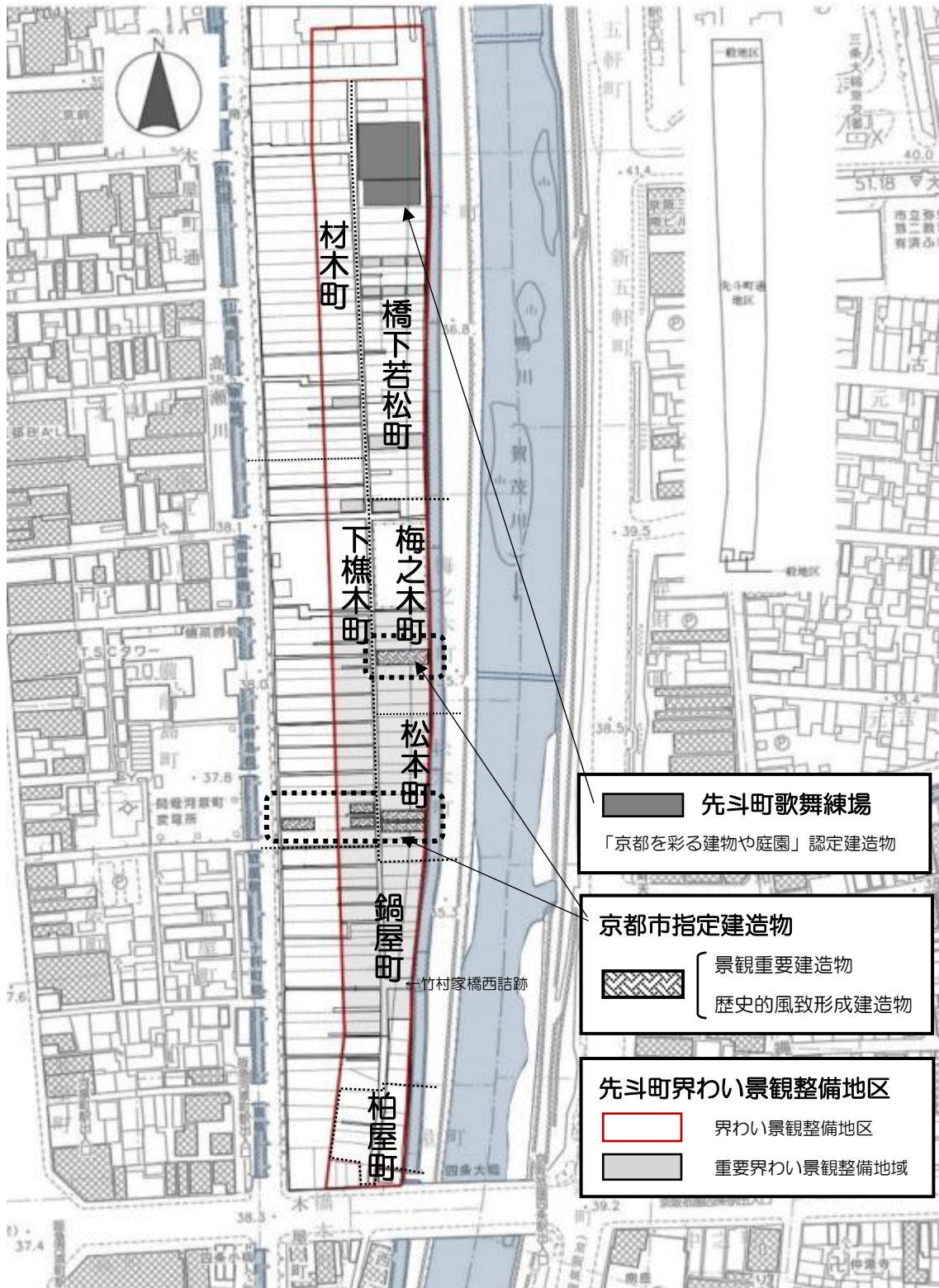
南

北

松本町付近の鴨川側の建物

■ 2-3 区域ごとの建物の特徴

先斗町界わい景観整備地区は、「一般地区」と「先斗町通地区」に区分され、「先斗町通地区」には「重要界わい景観整備地域」が指定されています。



【 建物の特色による3区域への分類 】

先斗町では、まちの成り立ちや地割・土地形状から、区域ごとに建物の特色が異なり、大きく下図の三つの区域に分類されます。その各区域の中でも通りの東西や木屋町通側の地割の関係等から、建物の特色が異なりますので、次項から各区域内での建物の特色を代表的な建物を例示して説明します。



先斗町北側区域

先斗町通の東側では、一つの敷地に西側から母屋・以前の離れ・新しい離れと3棟の建物が建ち並ぶのが特色です。各棟は奥行きが短いため、妻側よりも桁（間口）側が長い建物も多くあります。

鴨川側区域

明治中期までは3間半の幅を持つ河岸地としての通り空間でしたが、明治中期の払下げ以降、離れ・座敷が建てられた場所で、鴨川に面して開放的な形式の建物が建ち並びます。

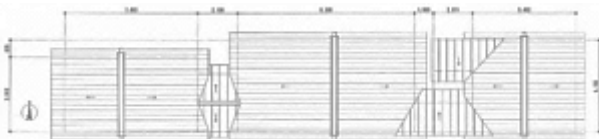
先斗町南側区域

重要界わい景観整備地域が大半を占めています。

先斗町通の東側では南にいくほど鴨川までの距離が近くなり、敷地の奥行きが短くなります。

先斗町通西側では木屋町通に向けて多数の路地が伸びるため、間口の狭い建物が多くあります。

【先斗町北側区域 建物の特徴】



同地区通り東側の景観重要建造物の屋根伏図



【材木町・橋下若松町の建物】

先斗町通東側では、鴨川までの奥行きが長く、鴨川側元河岸地に明治中期以降に増築された部分を含め、一つの敷地の東西に3棟連続します。3棟連続するため、その1棟毎は妻側よりも桁側が長く、小さめの屋根がかけられています。建物は通りに近く接して建てられ、2階の階高が高く取られます。通りに面した軒・軒庇の出が短いのが特徴です。

通り西側では、木屋町通の地割に従った間口割りがそのまま使用され、通り東側の建物ファサードに呼応するように通り景観を作り上げます。



【梅之木町北側の建物】

鴨川までの奥行きが長く、間口も大きめな地割がされている区域です。間口が広いので、ゆとりのあるファサード構成となりお茶屋の風情を醸し出しています。



橋下若松町の建物



北

南

橋下若松町の建物



北

南

橋下若松町の建物



北

南

梅之木町北側の建物



北

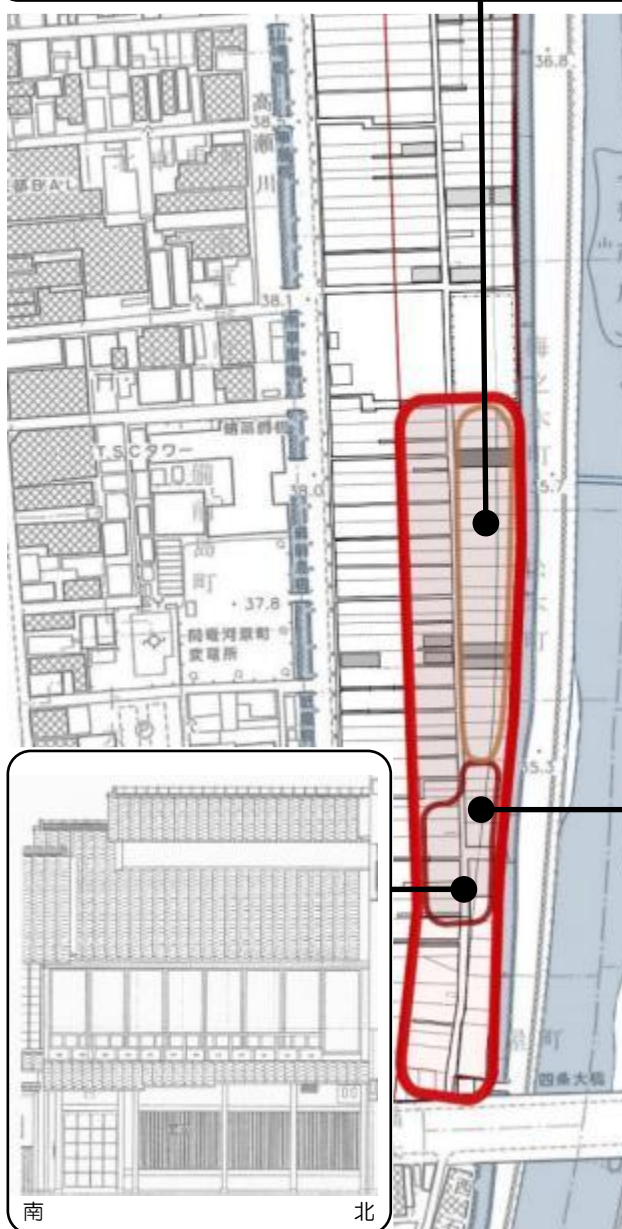
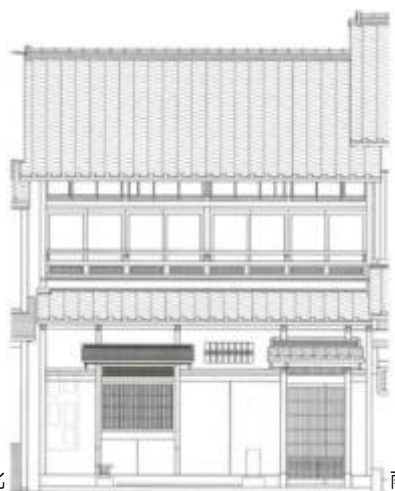
南

【先斗町南側区域 建物の特徴-1】

【梅之木町南・松本町の建物】

(重要界わい景観整備地域)

公園北側に対し間口が少し狭く、敷地奥行きも短めです。間口南側に玄関が設置される基本構成ですが、間口北側の部分が狭く、格子や犬矢来などの付設される意匠も狭く細身で上方へ均整のとれた1階ファサードを構成します。また奥行きが短い敷地のため、建物は通りに接して建てられており、下家部分が小さく1階軒の出も極めて短い上に、二階も先斗町通に接するように張り出し、屋根の軒の出も短いという先斗町に特徴的な建物形状を見せます。北



【鍋屋町南側の建物】

この区域では近年に新築された建物から江戸時代（推定）の建物、それらに改修を加えられたもの、鴨川側河岸地に明治中期以降に増築された桁側が長く妻側が短い形状の建物と様々な成り立ちの建物で構成されています。

一律の建築的な特色としてではなく、それぞれが先斗町の町並み景観を構成する重要な要素を適宜適切に使用し、昔からの町並み景観を踏襲し維持するだけでなく、新しい形で先斗町らしい町並み景観を構成する区域です。



梅之木町の建物



北

南

梅之木町の建物



北

南

鍋屋町の建物



南

北

鍋屋町の建物



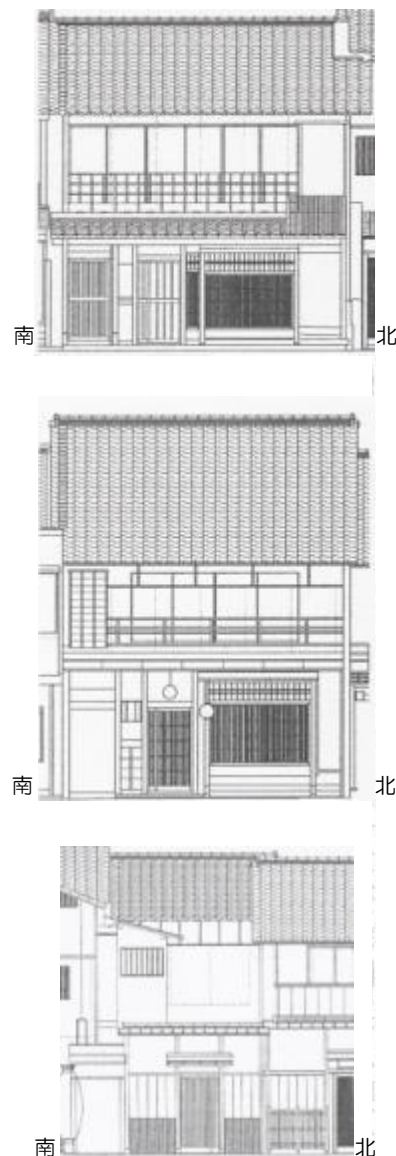
南

北

【先斗町南側区域 建物の特色-2】

【下樵木町の建物の特色】 (重要界わい景観整備地域)

江戸時代以前の木屋町通側の間口に従った地割を踏襲し、先斗町通から西に通り抜け出来ない路地が多く、木屋町通側の間口の広さに対し、路地を内包するため、先斗町通側の間口は狭くなります。狭いものでは2間程の間口に建物が建てられ、通りを挟んだ区域の建物と対になって町並み景観を構成します。2.5間以上の間口を確保できる建物は、南側玄関・南側路地という構成を基準として建物ファサードを構成します。路地・玄関を南側に、北側に格子などをしつらえる建物形状です。また通り以東の建物ファサードに対し、間口は狭いものの先斗町通から木屋町通までの距離・奥行きがあることから、通りに接して建物を建てる必要はなく、通りに対して、建物の建つ位置が若干西よりに、通りまで余裕をもって設定されます。ただし、1階下家部分は小さく、二階も通りに接するまで張り出すという先斗町に特徴的な建物形状に従っているため、通りの東西に関わらず通りの際まで建物が接しているように見せられています。



【下樵木町 間口の狭い建物の特色】

(重要界わい景観整備地域)

間口が2間程の敷地であれば、建物は他とは異なった建てられ方をします。狭い間口では、通りに面して高塀と入口をつくり、前庭を介して建物に入ります。通り側では、周辺の1階の軒高さにあわせられた高塀のファサードとなり、駒寄せや犬矢来などの意匠が施されます。同様の建物の特色は下樵木町南側の鍋屋町、通り西側の区域でも見られます。

下樵木町の建物



南

北

下樵木町の建物



南

北

下樵木町の建物



南

北

下樵木町の建物



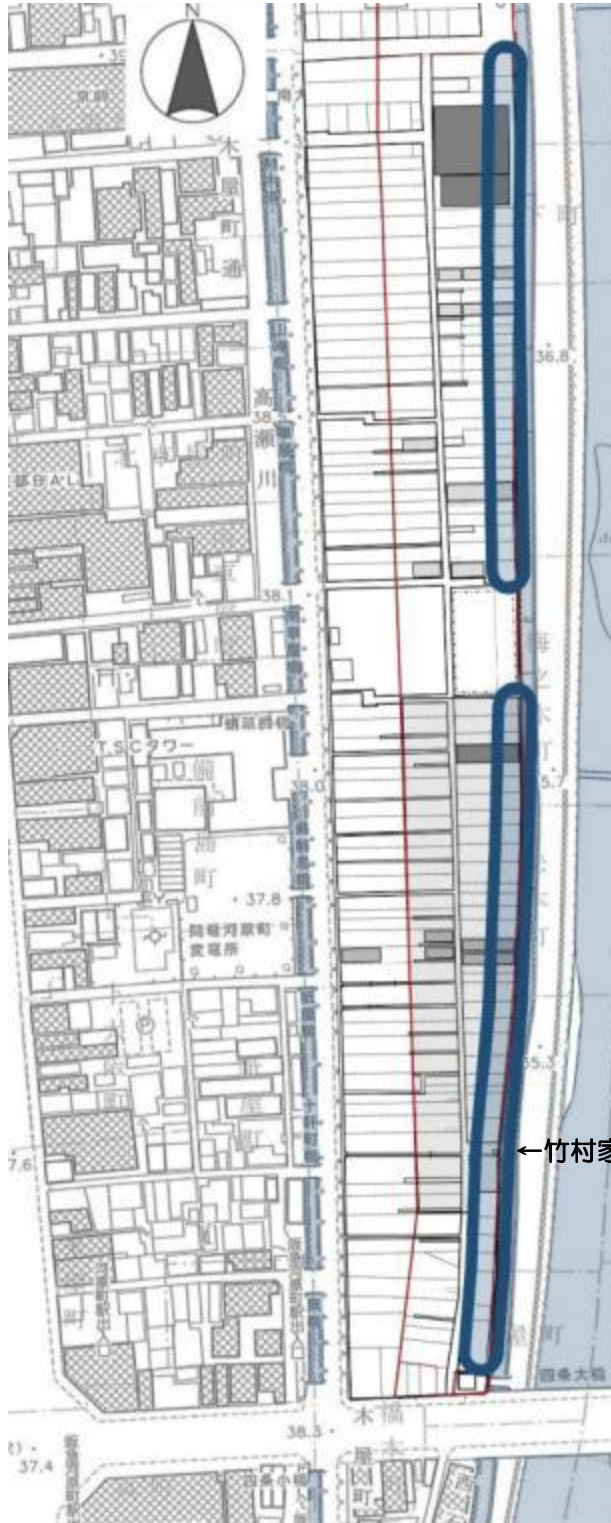
南

北

【 鴨川側区域 建物の特徴 】

江戸時代～明治時代中期頃までは鴨川に沿った河岸地・通りがあった場所です。

明治17年（1884）の地籍図によると、明治17年（1884）前後からこの鴨川側の通り（河岸地）への建屋が許可され、新たに鴨川に面して建物（離れ）が増築された部分です。概ね同時代同時期に鴨川に面して増築されたことから鴨川側の均質な水平線が強調された開口部の大きい建物で、鴨川右岸の町並み景観を形成する区域です。



京都府下遊郭由緒附図に|←三間半→|とその幅員が記録されるように龍馬通り～竹村家橋西詰まで川に沿って7mほどの幅員で平行していた通りの上に建築されたため、三条通～四条通間全域でこの最東部の建物の奥行きは共通しています。鴨川を眺めるための作りで建てられ、1階2階とも鴨川に向けて大きく開口し、夏には納涼床を出します。

竹村家橋西詰跡から四条通までの区域は、四条大橋たもとの納涼床の景色に代表される場所で江戸時代から、花街としても飲食街・歓楽街としても賑わい続けています。ここでは更に鴨川までの奥行きが短く、そのため、間口が大きく取られ、桁入りの建物ですが、桁側の長さが長く、奥行き・妻側が短い建物形状が特徴です。鴨川右岸に発展した川に対して大きく開口部を設け、軒の出も短いという、この地区の鴨川側に特徴的な建物の特色が見られました。



典型的な鴨川側建物の東側ファサード



南

北



みそそぎ川と鴨川側の建物が作り出す町並み

- 3 -

外観細部意匠

(先斗町界わい景観整備地区(先斗町通地区) 形態意匠の制限の解説)

■ 3-1 屋根

(低層建築物)

- ・ 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は 30 cm 以上，その他の軒の出は 60 cm 以上。）とすること。ただし，屋上緑化等により周囲から見下ろした際の良好な屋上の景観の形成に資するものについては，この限りでない。

(中・高層建築物)

- ・ 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は 30 cm 以上，その他の軒の出は 60 cm 以上。）とすること。ただし，屋上緑化等により周囲から見下ろした際の良好な屋上の景観に配慮されたものについては，この限りでない。

(共通)

- ・ 屋根形式は，軒が道路や河川（道路が交わる敷地にあつては，先斗町通。河川と道路が交わる敷地にあつては，河川。）に平行する形式の切妻屋根を基本とし，道路や河川側に軒が出ている状態とすること。
- ・ 原則として，塔屋等を設けないこと。

界わい景観整備地区指定以前は，軒の出寸法の規定は「原則として 60 cm 以上」でしたが，先斗町通に面した建築物の特徴である，短い軒の出とその軒先のラインが連担していることに配慮し，軒の出の寸法は 30 cm 以上としています。



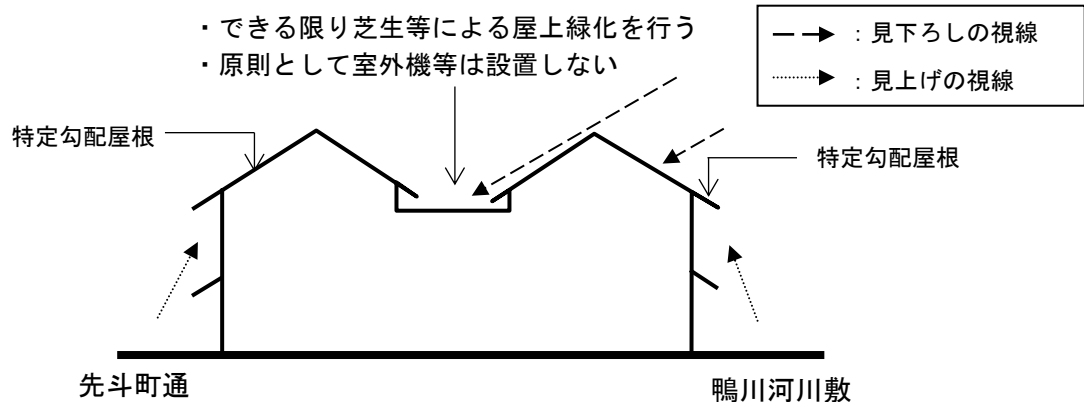
(短い軒の出と軒先ラインの連担)

□ 良好な屋上の景観の形成のための措置

先斗町は東西に長い敷地が多く、1棟で屋根をかけると屋根のボリュームが大きくなりすぎるため、屋上部の中央にフラット部分を設け、両端に勾配屋根をかける場合があります。また、屋上を緑化して庭園等として利用される場合もあります。

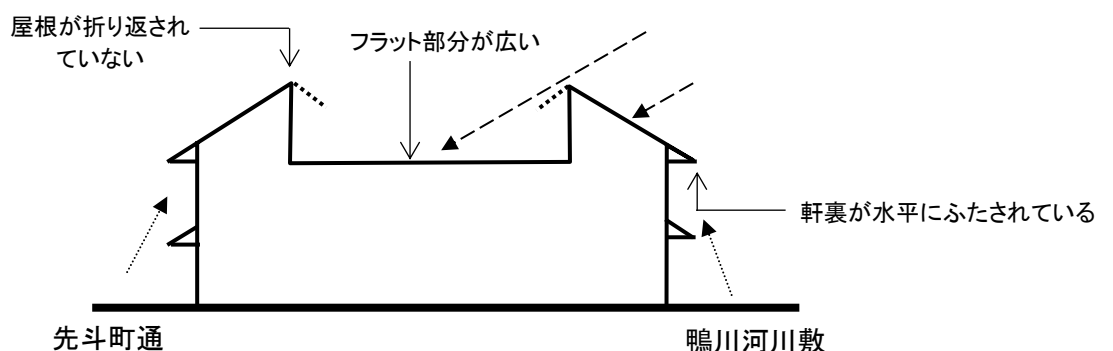
このような場合、以下のとおり、良好な屋上の景観を形成するための措置が必要です。

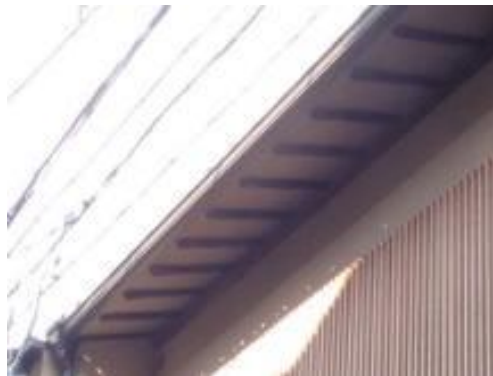
- 先斗町通及び鴨川河川敷に面して特定勾配屋根を設ける
- フラット部分はなるべく小さくし、できる限り屋上緑化を行う
- 原則として、フラット部分には設備機器（室外機等）、塔屋等は設けない
- 屋上緑化を行う場合は、芝生等を用いる



また、先斗町通等から見上げた際には、道路等に軒が出ている状態とし、軒裏の仕上げは、水平にふたをせず、材が見える仕上げとすることが望まれます。

【好ましくない事例】





（見上げの景観：軒裏の仕上げが見える）



（見渡しの景観：低層建築物が立ち並び屋根が連続する）

□ 太陽光発電装置の取扱い

太陽光発電装置を設置する場合は、鴨川の良い河川景観の形成に配慮して、鴨川に面する屋根以外に設置することが望まれます。

※太陽光発電装置についての基準は『京の景観ガイドライン 建築デザイン編』を御参照ください。

■ 3-2 屋根材等

(低層建築物)

- ・ 日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。

(中・高層建築物)

- ・ 日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。

屋根材は，低層建築物においては日本瓦や銅板を基本とし，中・高層建築物においては日本瓦や金属板を基本としていますが，それ以外の材料でも，これらと同等の風情を有するものであれば使用可能としています。

該当する材料については，素材や葺き方，仕上等によって判断します。また，棟や軒先，けらばの納まりへの配慮も必要となります。詳しくは，景観政策課都市デザイン担当の窓口まで御相談ください。



(日本瓦)



(銅板)

□ 鴨川に面する屋根に使用する屋根材は，鴨川の良い河川景観の形成に配慮し，日本瓦（いぶし銀）とすることが望まれます。

■ 3-3 軒庇

- ・ 道路や河川に面する1, 2階の外壁には, 特定勾配の軒庇(原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上, その他の軒の出は60cm以上)を設けること。
- ・ 軒庇の高さは周囲との連続性に配慮すること。

□ 軒庇の材料

軒庇の上葺き材は, 原則として, 屋根材の基準に適合するものとします。その他の材料を使用する場合は, 軒庇自体の寸法・デザイン, 建築物本体や町並みとの調和等により判断します。

□ 軒庇の出寸法

界わい景観整備地区指定以前は, 軒の出寸法の規定は「原則として60cm以上」でしたが, 先斗町通に面した建築物の特徴である, 短い軒の出とその軒先のラインが連担していることに配慮し, 軒の出の寸法は30cm以上としています。

□ 軒庇の設置位置

せまい先斗町通に接して伝統的な建造物が建ち並び, 連続する軒先が特徴的な先斗町地域の景観特性を保全するため, 軒庇の高さは周囲の建築物との連続性に配慮した位置とします。



(先斗町通の立面図)

また, 軒庇を設置する幅は, 原則として, 道路に面する外壁の全幅とします。

- 軒裏の仕上げは, 屋根と同様に, ふたをせず, 材が見える仕上げとすることが望めます。

■ 3-4 外壁等

- ・ 建築物の外観は当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。

先斗町通に面する建築物の外観については、以下の点について配慮します。

- ・ プロポーションが周囲と調和するよう配慮する（間口は3間程度、本2階建てを基本とする）
- ・ 玄関の位置は出来る限り南側に配置する

路地に面する外観についても、周囲との調和に配慮することが必要です。ただし、路地や隣地から見えない部分については景観政策課都市デザイン担当の窓口で御相談ください。

鴨川に面する建築物の外観は、良好な河川景観の保全に配慮します。

【歴史的な建造物の一例】



※地区内の歴史的な建造物については、83ページ以降にも事例を掲載していますので、あわせて御参照ください。

※先斗町では区域ごとに異なる景観特性があり、それぞれの特色に調和する意匠とすることが望まれます。詳しくは56ページを御参照ください。

- ・ 先斗町通に面する 1 階の開口部は，格子戸等の建具や出格子等，通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。

飲食店等の場合は，1 階の開口部に格子戸等の建具や出格子を設置し，内部の様子が奥まで見通せないような工夫が必要です。

また，照明の明かりは夜間景観において重要な要素ですが，明るくなりすぎないように，配慮することが望まれます。

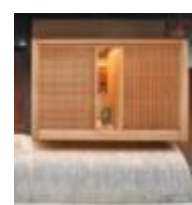
【通りの品格とにぎわいを創出するしつらえの一例】



格子の玄関，出格子



出格子にショーケースを組み合わせたもの



照明の明かりが格子の間から漏れる夜間景観

※通りの品格とにぎわいを創出するしつらえについては，92 ページ以降にも事例を掲載していますので，あわせて御参照ください。

- ・ 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。
- ・ 先斗町通や河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90 cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。

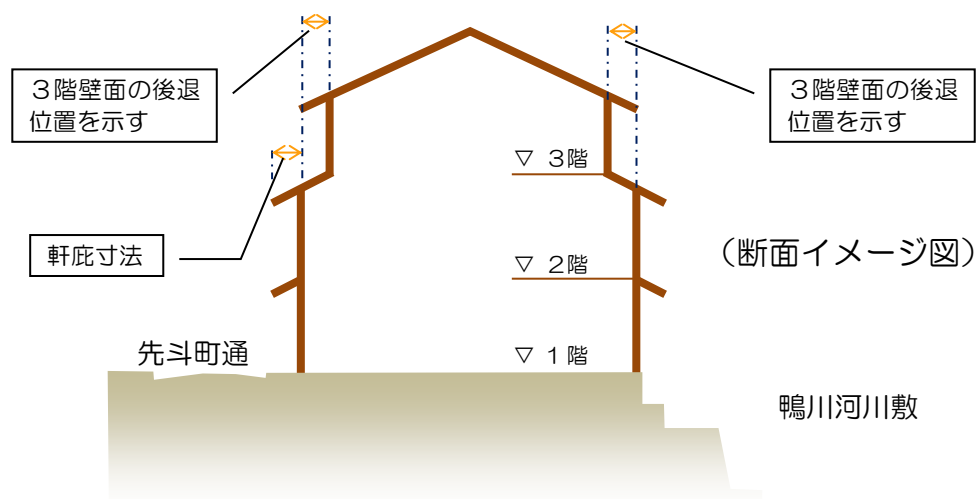
先斗町通地区内において低層建築物を新築する場合、狭い通りが作り出す雰囲気を保全するため、できる限り道路境界からの後退を少なくし、外壁面の連続性に配慮します。



先斗町通りに面する旗竿状敷地の場合、写真のように門の設置が必要です。

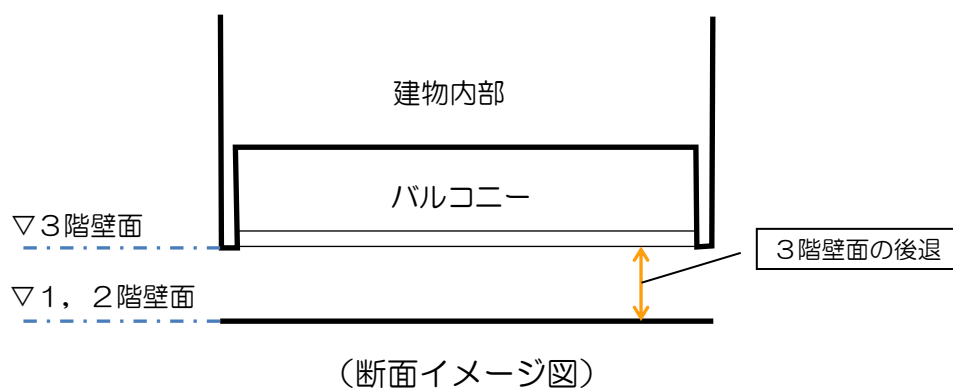


また、先斗町通や河川に面する建築物は、3階以上の外壁面を1階の外壁面から十分に後退させることにより、圧迫感を低減し、先斗町通の京都らしい歴史的な細街路や河川からの見晴らしの景観を保全することを図っています。



- ・ 河川に面する3階の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。

河川に面する3階の外壁にバルコニーを設ける場合には、バルコニーを柱の内側に納める、両側に袖壁等を設けるなどの措置により、外壁面から突出せず（インナーバルコニー）、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすることを定めています。



- 河川に面していない3階の外壁にバルコニーを設ける場合には、上記のインナーバルコニーとする基準は適用されませんが、手すり壁にあやめ板や格子を用いるなど、意匠に一定の配慮をすることが望まれます。

- * 先斗町通に面する建築物の外壁は原則として真壁造りとすること。
(※重要界わい景観整備地域のみ適用する)



(真壁の事例)



(大壁の事例)

※ 先斗町通に面する1，2階の外壁は，地区の特色ある意匠を構成する要素を取り入れたものとする。

(※重要界わい景観整備地域のみ適用する)

地区の特色ある意匠を構成する要素は，玄関庇，欄干，あやめ板，簾掛け，犬矢来や駒寄，建築本体への丸太材の使用等が挙げられます。



(玄関庇)



(欄干)



(あやめ板)



(簾掛け)



(犬矢来)



(駒寄)

※地区の特色ある意匠を構成する要素については，94ページ以降にも事例を掲載していますので，御参照ください。

■ 3-5 屋根以外の色彩

- ・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。

歴史的な町並みと調和する色彩とは、木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材に使用されている YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度の N（無彩色）系を除きます。

町家などによる歴史的町並みに存在する色相とすることで、地域になじむ色合いにすることを目指します。明度ごとの使用面積の配分は周囲の歴史的町並みと揃え、彩度は、歴史的町並みの中心となる建築物より高くないよう配慮します。

<明度及び彩度の区分>

色彩基準では、彩度や明度の区分により建築物等に用いることができる色彩の範囲を定めています。以下は、その目安です。

（彩度の区分）

マンセル彩度	高彩度	7 以上
	中彩度	3 以上 7 未満
	低彩度	3 未満

（明度の区分）

マンセル明度	高明度	7 以上
	中明度	4 以上 7 未満
	低明度	4 未満

■ 3-6 その他

- ・ 道路や河川に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

先斗町通や鴨川に面しては伝統的な建造物が建ち並んでいることから，空地を設ける場合にも，建築物の連続性に配慮します。

門又は塀を設置する場合は，その形態が伝統的なもの又は伝統的な様式に準じたものであることとします。



(門塀の事例)

- 4 -
事例写真

■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼H-1



▼W-1



▼W-2



▼W-3



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼U-1



▼U-2



▼U-3



▼U-4



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼U-5



▼U-6



▼M-1



▼M-2



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼M-3



▼M-4



▼M-5



▼M-6



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼N-1



▼N-2



▼N-3



▼N-4



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼N-5



▼N-6



▼Z-1



▼S-1



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼S-2



▼S-3



▼S-4



▼S-5



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼S-6



▼S-7



▼N-7



▼N-8



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼N-9



▼N-10



▼N-11



■ 4-2 格子戸等の建具や出格子等，通りの品格と賑わいを創出するしつらえ

▼M-5



▼N-1 1



▼N-2



▼U-4



▼M-6



▼N-3



▼N-7



▼N-9



▼N-10



■ 4-2 格子戸等の建具や出格子等, 通りの品格と賑わいを創出するしつらえ

▼W-3



▼U-1



▼N-4



▼N-4



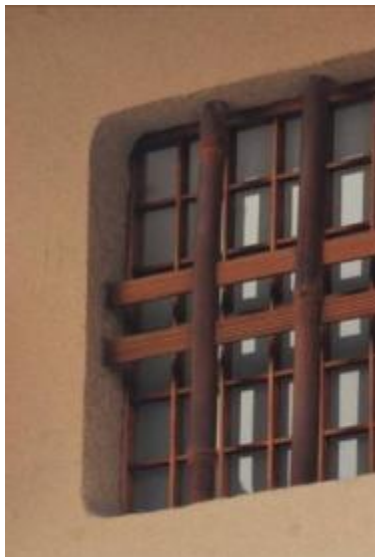
▼N-3



▼N-5



▼U-5

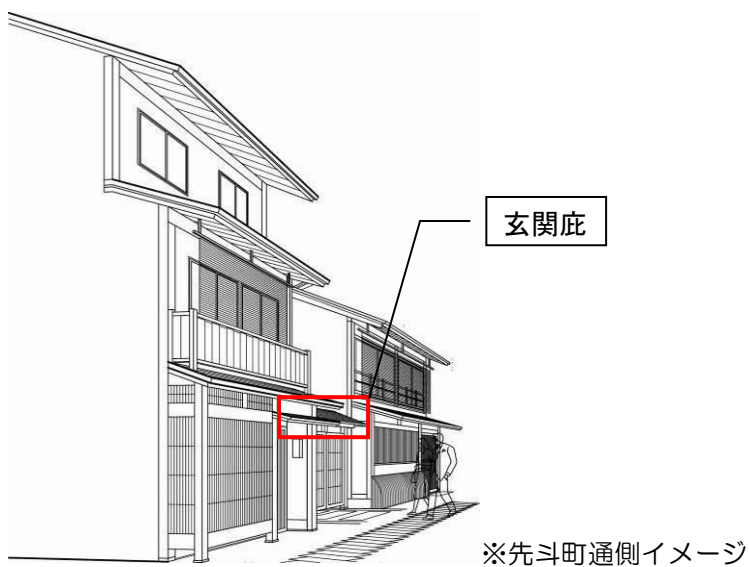


▼N-10



▼N-8





玄関庇

「玄関庇」を持つ事例

H-1/W-3/U-1
U-2/U-4/U-5
U-6/M-1/M-2
N-1/N-4/N-5
N-6/Z-1/S-4
S-7/N-8/N-9
N-10

▼N-8



▼N-10



▼N-1



▼N-4

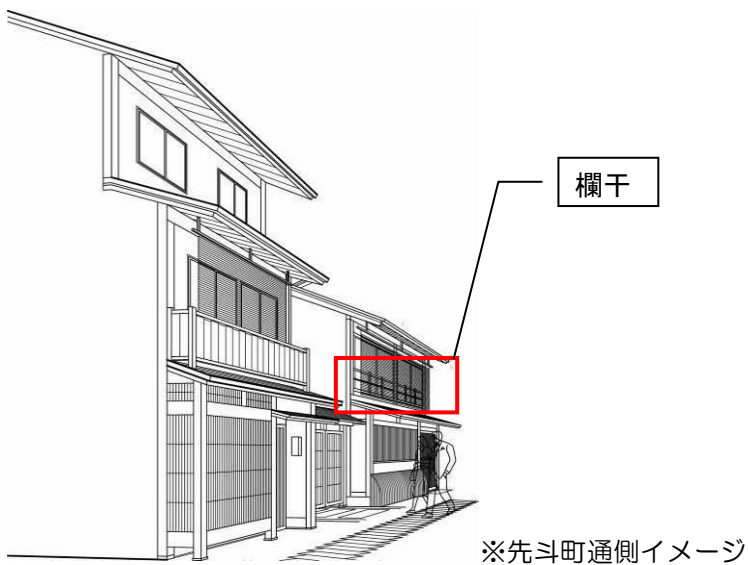


▼S-4



▼U-5





欄干

「欄干」を持つ事例

W-2/U-5/M-2

M-6/N-1/N-2

N-3/Z-1/S-2

S-3/S-5/N-7

▼N-7



▼N-8



▼N-8



▼U-5

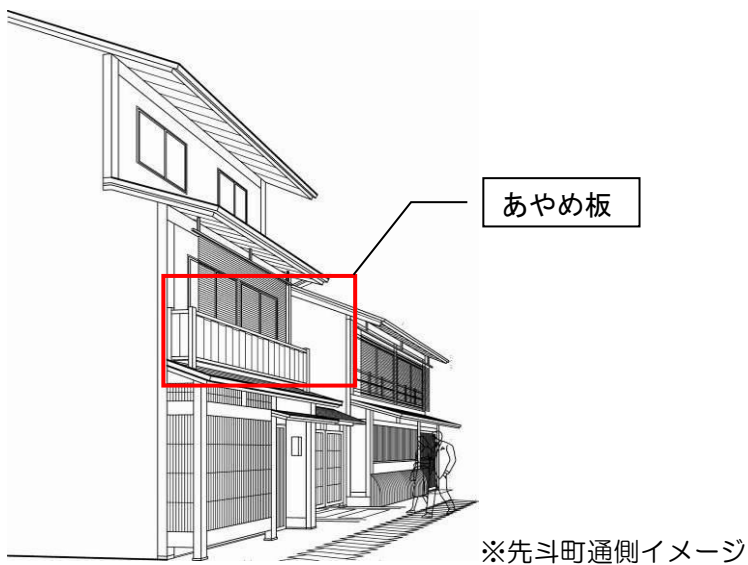


▼N-2



▼N-3





あやめ板

「あやめ板」を持つ事例
 W-3/U-2/U-4
 M-2/N-1/N-2
 S-4/N-10

▼M-2



▼U-6



▼N-1



▼W-3

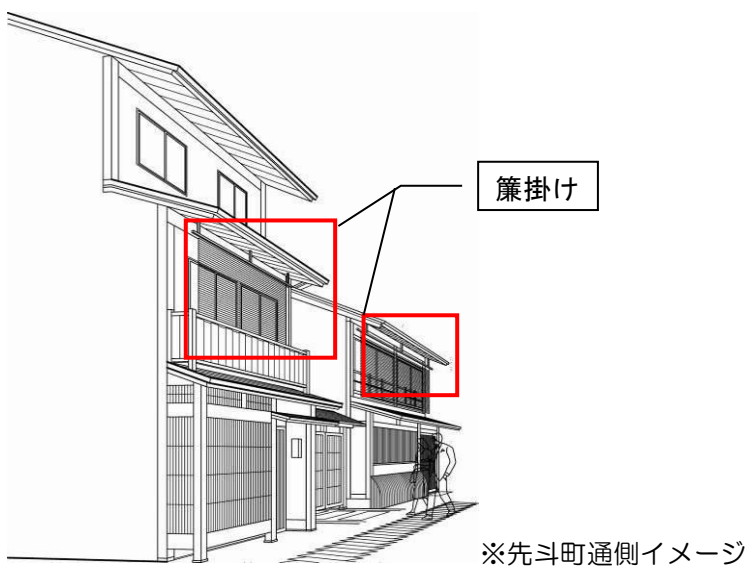


▼S-4



▼N-2





簾掛け

「簾掛け」を持つ事例

H-1/W-1/W-3
U-1/U-2/U-4
U-5/U-6/M-2
M-4/M-5/M-6
N-1/N-2/N-3
N-5/Z-1/S-2
S-3/S-4/S-5
S-6/N-7/N-8
N-9/N-10
N-11

▼S-6



▼M-4



▼N-8



▼N-1



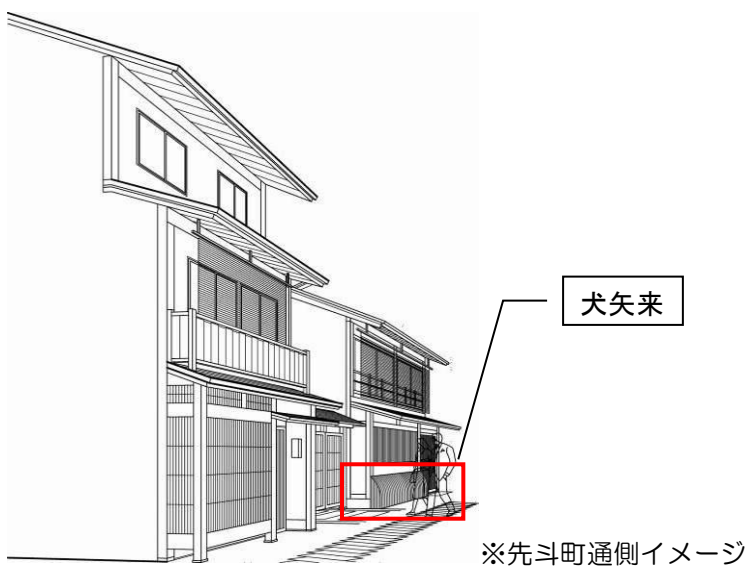
▼N-11



▼S-3



■ 4-3 地区の特色ある意匠



犬矢来や 駒寄

「犬矢来や駒寄」を持つ事例
 W-1/W-2/U-2
 U-5/M-2/M-5
 M-6/N-1/N-2
 N-3/N-4/N-5
 S-4/S-7/N-9
 N-10

▼W-1



▼N-10



▼W-2



▼M-6



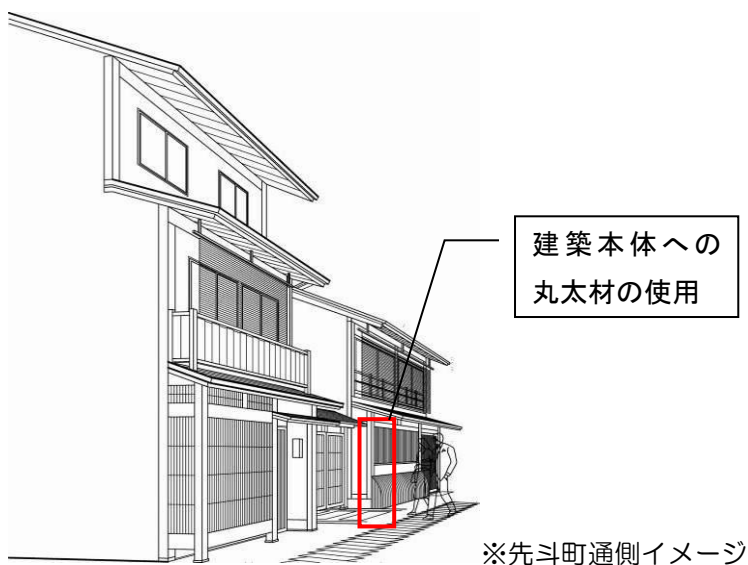
▼N-2



▼S-4



■ 4-3 地区の特色ある意匠



建築本体への丸太材の使用

「建築本体への丸太材の使用」を持つ事例

H-1/U-2/U-6

M-1/M-2/M-4

M-5/N-1/Z-1

S-1/S-4/S-7

N-8

▼U-2



▼U-2



▼U-2



▼M-1



▼U-6



▼N-8





犬走り



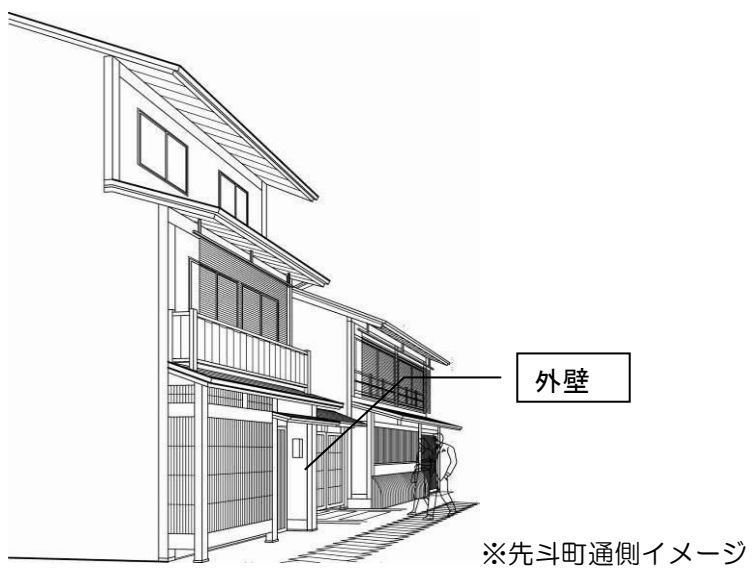


※先斗町通側イメージ

目隠し

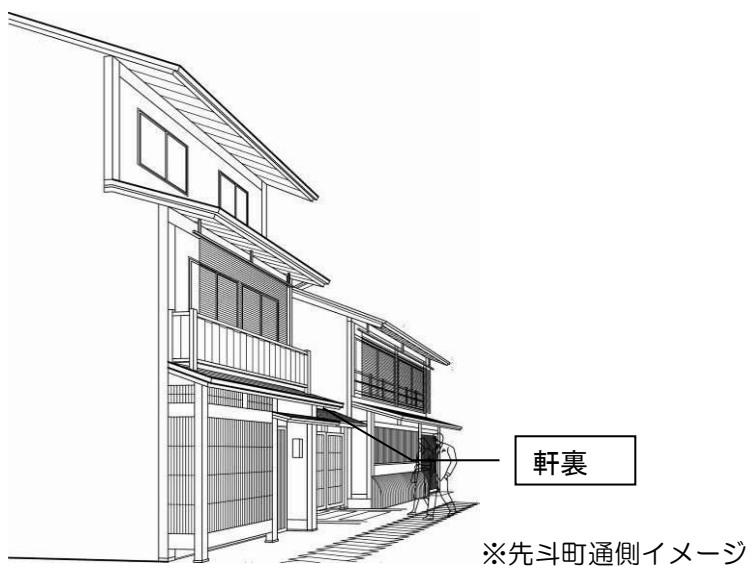
※公共の用に供する空地に面して、室外機等の設備機器を設ける場合は、機器の前に格子等を設置し、建築物の本体と調和するように配慮する



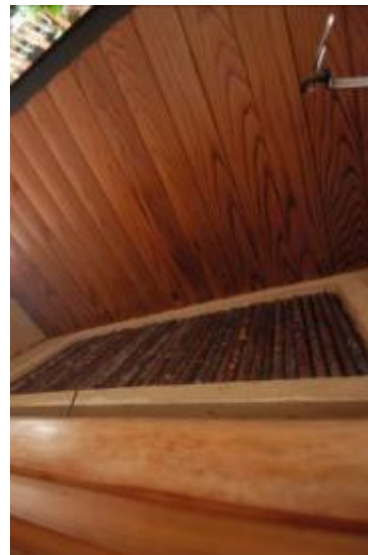


外壁





軒裏



あとがき

先斗町まちづくり協議会理事
すきやき いろは

植南 草一郎

私たちのまち、先斗町が今回「界わい景観整備地区」に指定されることになりました。「景観整備」と聞くと難しそうな印象だったり「なにか面倒な規制が増えた」との印象もあるかもしれませんが、でも、今回の地区指定は私たちがこれから末永く安心してこのまちで営みを続けていくために必要なことだと思っています。

それぞれの建物の外観は、通りやまちの内観、つまりインテリアになります。なので同じ地域内にあるお店の外観は他のお店にも影響を与えることとなります。つまり、多くの人が何かの魅力を感じてこのまちを訪れてくれますが、そんな魅力があるからこそ私たちも営みを続けられる訳で、それが様変わりしてしまえば商売にも大きな影響が生じてしまう、ということなのです。

でも、だからといって、古いものをそのまま残して一切変更を加えないというのも少し窮屈です。例えば、人間の身体を構成する細胞は常に新陳代謝を繰り返して、数年ですべての細胞が一新するそうですが、だからといって10年後の私は全く別人という訳ではありません。そんなふうに、たとえ部分部分は少しずつ更新されていって、やがて何十年後には大半が新しい別物になっていても、全体としてのまちの魅力に変わりがなければ、お互いに迷惑を掛けることもないでしょう。

先斗町の町もそうありたいと思っています。古い様式を厳格に残すのみではなく、それぞれの時代に応じた新しいスタイルを少しずつ取り入れて発展するまちでありたい。お茶屋さんが減少して飲食店が増えてきたとは言え、以前の風情を上手に残しながら先斗町らしさを継承し少しずつ進化していきたい。でもだからといって急に全く新しくなってしまうのはいけない。

そのあたり、どこまでの新しさを許容しつつ進化していくべきか、その幅についてはまだこれから議論が必要だと思っています。まちとの関わり方や世代などによっても考え方は異なることでしょうから。ただ、少なくともこれだけは継承していかないといけない、そうでないと、先斗町が先斗町でなくなってしまう、そんな必要最小限度の、みんなの共通の想いを具体的に記述したのが今回の規定だと私自身は考えています。これまで、なんとなくみんなが意識しながらも具体的なカタチになっていなかったものを京都市の制度を活用して明確にただけです。だからこの制度によって、なにかが大きく変化する、そんなものでもないと思っています。この最小限のルールを出発点として、これからも引き続き「先斗町らしさ」について想いを巡らし、みなさんと共に語り合っていきたいと思っています。

◆特別寄稿◆

京都工芸繊維大学名誉教授 日向 進

先斗町が8地区目の「界わい景観整備地区」に指定された。自主的なルール（「先斗町式目」）を定めて、よりよい界わい景観（町並み）をつくるために大汗をかいてこられた先斗町まちづくり協議会をはじめ、先斗町のみなさん、本当によかったですね！でも、これからが本番である。

このデザイン集は、景観の特性を活かしたまちづくりを進めるうえで、それらを補強したり再生したりするための拠り所となる、玄関戸や出格子、「あやめ板」など、「まとまりのある景観地区」の特性をつくり出している表構えの意匠や形式、素材などが網羅されている。そこで、たとえば格子戸の意匠をみると、一つずつがどれも違っている。それぞれ個性がある。けれど自己主張は抑制されている。このバランスが肝心なのだと思う。

「ばらばらでひとつ」とは市内のお寺でみかけた標語（？）である。この標語、町並みというものについて言い得て妙というか、核心をみごとについている。

なりわい、建てられた時期、敷地の形状など、どれもが「ばらばら」な建物が集まって「ひとつ」の町並みがつくられてきた。これからもそれは変わらない。

現在に続く京都の家並みが完成されつつあった江戸時代初め、上京・清和院町では家を建てるときには「上下（南北両隣り）むかふ（向かい）を見合せ、町並み能（よき）様二」しようという「町中定」（式目）をつくっていた。

先斗町のみなさん、「ばらばらでひとつ」のまちづくりに向けて、さらなる精進を。

【お問合せ先】

京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL (075) 222-3474 / FAX (075) 222-0461

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

